

第二次東大和市環境基本計画
(平成 29 年度～平成 38 年度)

素案

目 次

| | (頁) |
|----------------------------------|-----|
| 第1章 計画の基本的事項 | 1 |
| 1 計画策定の背景 | 1 |
| 2 計画の目的 | 1 |
| 3 計画の位置づけ | 3 |
| 4 計画の期間 | 4 |
| 5 計画の推進主体 | 5 |
| 6 計画の構成 | 6 |
| 第2章 策定にあたって | 7 |
| 1 第一次計画の進捗状況の点検結果 | 7 |
| 2 環境に関するアンケート結果 | 10 |
| 3 国・東京都等の動向 | 16 |
| 4 計画策定にあたっての主要課題 | 18 |
| 第3章 第二次計画のめざすもの | 20 |
| 1 望ましい環境像 | 20 |
| 2 基本目標 | 21 |
| 第4章 優先して取り組む重点施策 | 22 |
| 1 「まちづくりの視点」による環境の保全 | 23 |
| 2 優先して取り組む重点施策の取り扱い | 23 |
| 第5章 東大和市の環境の現況と推進施策 | 27 |
| 1 狭山丘陵をはじめ水と緑を保全・活用し、生きものと共生するまち | 29 |
| 2 循環型社会の形成を進める地球にやさしいまち | 35 |
| 3 環境負荷を低減し、健康で安心して住み続けられる快適なまち | 41 |
| 4 環境を学び、体験し、持続可能な社会を担う人づくりを進めるまち | 48 |
| 5 協働・連携の輪を広げ、環境保全をみんなで推進していけるまち | 52 |
| 第6章 市民・事業者・市の環境配慮に向けて | 56 |
| 1 市民の取組み | 56 |
| 2 事業者の取組み | 61 |
| 3 市の取組み | 65 |
| 第7章 計画の推進体制と進行管理 | 66 |
| 1 推進体制 | 66 |
| 2 進行管理 | 68 |

第1章 計画の基本的事項

本章では、東大和市環境基本計画の策定の背景を示すとともに、計画の目的、位置づけ、期間、推進主体及び構成を定めます。

1 計画策定の背景

本市では、平成 19（2007）年 3 月に平成 28（2016）年度までの 10 年間の計画期間として「東大和市環境基本計画」（以下「第一次計画」といいます。）を策定し、その後、平成 23（2011）年度に計画の見直し（環境に関わる施策内容の一部を変更）を行いました。

第一次計画は、目標年度を平成 28（2016）年度としていますが、この間、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故による環境汚染及び稼働停止などによるエネルギー需給のひっ迫化を起因として、省エネルギーや再生可能エネルギー導入の取組みが進展しました。一方、国際社会に目を向ければ新しい地球温暖化対策の枠組みが合意されるなど、東大和市を取り巻く環境や社会情勢が大きく変化しています。これらの変化を的確にとらえ、また第一次計画の進捗状況等を踏まえ、平成 29（2017）年度から始まる第二次環境基本計画（以下「本計画」といいます。）を策定することとします。

2 計画の目的

市は平成 16（2004）年 12 月に「東大和市環境基本条例」を制定し、環境保全の基本理念や市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境を確保し、持続的発展が可能な社会を目指すことを掲げました。

東大和市環境基本条例第 7 条に基づき、環境基本計画は同条例の基本理念を実現するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。また、同条例第 7 条第 2 項に基づき、「環境の保全に関する目標」「環境の保全に関する施策の基本的な方向」「そのほか環境保全に関する施策の推進のために必要な事項」を定めます。

● 東大和市環境基本条例の基本理念及び環境基本計画の策定規定

(基本理念)

- 第3条 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会をつくりあげていくことを目的として、すべての者の協働により行われなければならない。
- 3 環境の保全は、人の活動が地球規模の環境問題をも引き起こすという認識の下に、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(環境基本計画)

- 第7条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東大和市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全に関する目標
- (2) 環境の保全に関する施策の基本的な方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ東大和市環境保全審議会の意見を聴くとともに、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

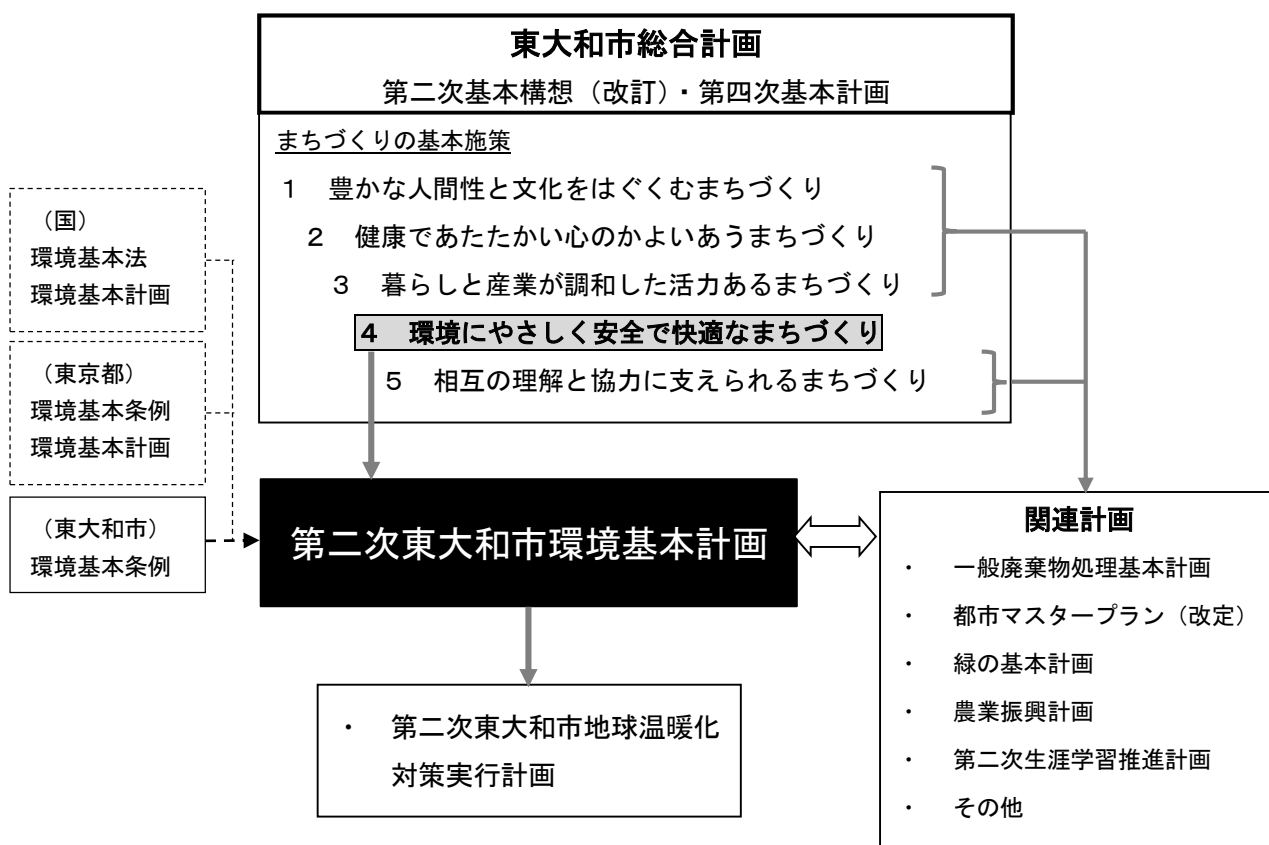
3 計画の位置づけ

本計画は、東大和市環境基本条例第7条に基づき策定するものであり、市政の基本的方向と取組み内容をまとめた第二次基本構想（改訂）・第四次基本計画を、環境の視点から具体的に展開していく計画です。

本計画上の「環境」の範囲は、水や緑、生物などの自然環境、資源やエネルギー、まちの快適性などの生活環境、地球温暖化、オゾン層の破壊といった地球環境などの要素だけでなく、課題解決に向けた取組み方まで幅広くとらえることとしています。したがって、この計画はまちづくりや私たちの暮らし全般に関わる内容です。

このため本計画は、都市マスタープランと緊密な連携を保つとともに、緑の基本計画、一般廃棄物処理基本計画などの環境に関わる分野別計画との連携、整合を図り、推進していきます。

● 第二次東大和市環境基本計画の位置づけ

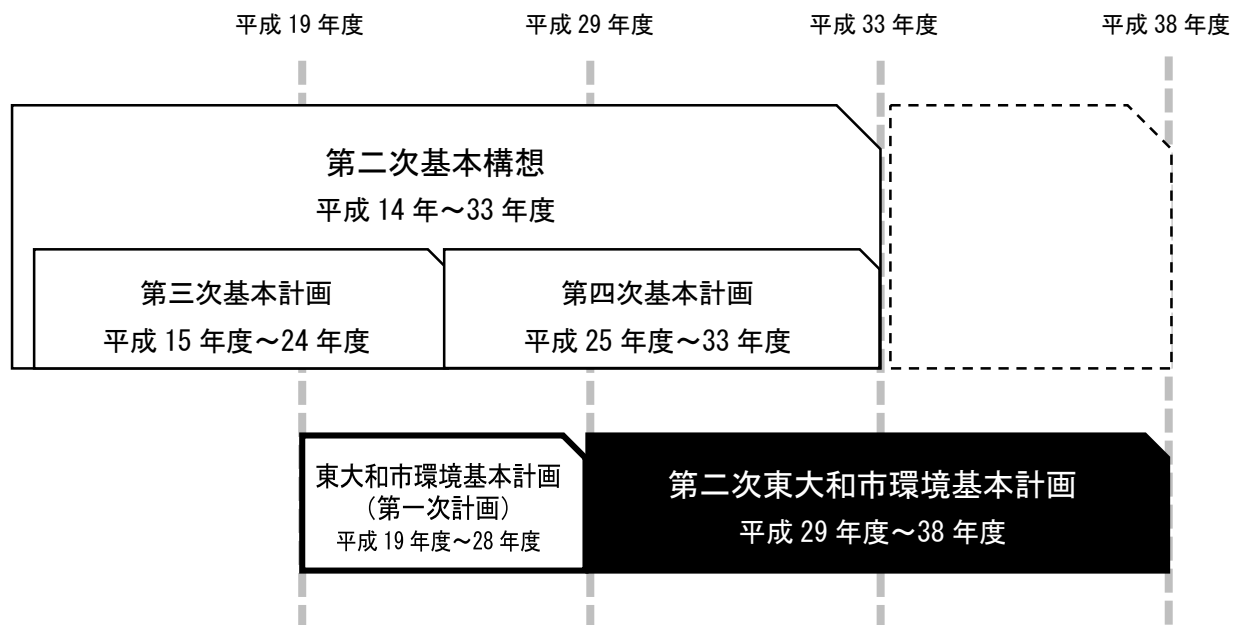


4 計画の期間

本計画の期間は、平成 29（2017）年度から平成 38（2026）年度までの 10 年間とします。

ただし、環境をめぐる社会情勢の変化などに対応するため、概ね 5 年後に中間見直しを行うとともに、大きな社会情勢の変化などに応じ、必要な見直しを行います。

● 計画期間



5 計画の推進主体

本計画の推進主体は、市民、事業者及び市とします。

● 東大和市環境基本条例による市民、事業者及び市の責務

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、推進する責務を有する。

(1) 公害の防止に関すること。

(2) 大気、水、土壌、動植物その他の自然環境の保全に関すること。

(3) 人と自然の豊かなふれあいの確保、良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全等に関すること。

(4) 野生生物の種の保存その他の生物多様性の確保に関すること。

(5) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。

(6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境の保全に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、自ら率先して環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るため、必要な措置を講ずる責務を有する。

3 市は、環境の保全に関する施策に、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全を図るため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めなければならない。

3 事業者は、市が推進する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全のために必要となる知識を習得し、理解を深めるよう努めなければならない。

3 市民は、市が推進する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

6 計画の構成

計画の構成は、次に示すとおりです。

第1章 計画の基本的事項

計画策定の背景を示すとともに、計画の目的、位置づけ、期間、推進主体及び構成を定めます。

第2章 策定にあたって

第一次計画の点検を行い、計画策定にあたっての主要課題を導きます。また、第一次計画から第二次計画への策定ポイントを整理します。

第3章 第二次計画のめざすもの

1 望ましい環境像

市民、事業者及び市の共通目標となる「望ましい環境像」を掲げます。

2 基本目標

望ましい環境像の実現に向けて、環境の保全に取り組んでいくため、5つの基本目標を設定します。

第4章 優先して取り組む重点施策

望ましい環境像の実現に向けて、環境の保全に取り組んでいくため、多岐にわたる施策のなかでも、主要課題を踏まえ「まちづくりの視点」から優先して取り組んでいくための重点施策を設定します。

第5章 東大和市の環境の現況と推進施策

望ましい環境像の実現に向け、基本目標に沿って、環境の各分野にわたり総合的に取り組んでいくための「施策の体系」を示します。

また、体系に沿い、「施策方針」毎に「環境の現状・課題」を確認したうえで、今後10年間を見通した「施策」を示すとともに、当面実施する「市による取組み」を例示します。

第6章 市民・事業者・市の環境配慮に向けて

市民、事業者及び市の各々が、望ましい環境像や基本目標の実現に向けて、日常生活や事業活動の中で自主的に環境に配慮すべき取組みを示します。

第7章 計画の推進体制と進行管理

本計画の実効性を確保するため、推進体制を確立し、計画の進行管理を行います。

第2章 策定にあたって

本章では、第一次計画の点検を行い、策定にあたっての主要課題を導きます。また、第一次計画から第二次計画への策定のポイントを整理します。

1 第一次計画の進捗状況の点検結果

第一次計画では、第2章「基本目標、望ましい環境像と計画の基本的方針」において、計画の柱や望ましい環境像を定めるとともに、第3章「東大和市の環境の現況と推進施策」において施策の方向や目標達成のための施策、進行管理における指標項目と目標を示しています。

また、5つの「計画の柱」と「望ましい環境像」の実現に向け、17項目の「施策方針」とそれらを実現するために必要な46個の「目標達成のための施策」を設定（8頁参照）しました。進行管理における指標項目と目標については、「施策方針」ごとに掲げています。

● 第一次計画の施策体系

| 計画の柱 | 施策方針 | 目標達成のための施策 |
|---|------------------------------|--|
| 水や緑を保全・活用し、自然を大切にす るまち | 狭山丘陵の公有地化の推進と適正管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公有地化等による狭山丘陵の保全 ・ 狭山緑地の適正な維持管理、活用の推進 |
| | 緑と水辺の整備を進め、自然の生態系の保全・回復に努める | <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑の拠点(大きな緑の塊)の形成・保全 ・ 水辺の緑の保全と整備 ・ 生物多様性の保全・創出 |
| ごみを減らし、資源・エネルギーを有効利用するまち | 3R(リデュース、リユース、リサイクル)のよりの層の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理基本計画の見直し ・ リデュース、リユース関連施策 ・ リサイクル関連施策 ・ 廃棄物減量等推進員制度の充実 |
| | 再生可能エネルギー及び雨水利用の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化防止対策 ・ 水の循環利用推進 |
| | その他の施策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの不法投棄の防止対策 ・ デポジットシステムの研究 ・ オゾン層保護に関する啓発事業の推進 |
| 安全・快適で、ずっと住み続けたい なるまち | 地産地消の推進と食の安全性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地産地消農業の推進 ・ 地場農産物利用の推進と意識啓発 |
| | 都市農業の推進による農地の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地を保全・活用するための制度の充実 ・ 農業とふれあう場の確保 |
| | 公害防止等の安全対策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害等の防止に係る対策の推進 ・ その他の安全対策の推進 |
| | その他の施策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 快適さに関する施策 ・ 東大和市都市マスタープランの見直し ・ アスベスト等に対する施策の検討 ・ 電磁波の影響に関する情報収集の継続 |
| 学習や体験を通じて、環境を大切に する心を育てるまちの施策 | 小・中学生に対する環境教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ こどもによる環境活動の支援 ・ 小学生による環境調査 ・ 親子環境教室の開催 |
| | 生涯学習としての環境教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境学習講座の開催 ・ 環境に関するガイドブックの作成・配布 ・ 市民版環境配慮指針の作成支援 |
| | 狭山丘陵などを題材とした体験学習の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然と親しむ場づくりの推進 ・ ボランティア制度活用の推進 |
| | その他の施策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全に関する教育の検討 ・ 環境に配慮した学校施設整備 ・ 学校職員への環境意識を高める研修の実施 |
| みんなで考え、みんなで協力し、 みんなで豊かな環境を創って いくまちの施策 | 市民と行政のネットワークの構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 協働・連携の機会づくりの推進 ・ 環境情報の共有化の推進 |
| | 環境団体等への支援と人材の育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア制度活用の推進 ・ 市民協働提案事業の検討・推進 ・ 環境活動のリーダーの養成 |
| | 国、東京都、周辺自治体との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水辺を中心とした連携 ・ 都道の交通問題の改善 ・ 一部事務組合の施設管理 |
| | その他の施策 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物減量等推進員制度の推進 ・ アドプト制度導入の検討 ・ 放射線測定と測定値の公表の実施 |

第一次計画策定後は、毎年度、施策の実施状況を「東大和の環境」として報告・公表し、計画に位置づけた施策の着実な推進を図ってきました。

ここでは、平成 26 (2014) 年度末時点における第一次計画の進捗状況として、環境指標がどの程度環境目標に近づいたかを A～C 及び E の達成区分で評価し、5 つの計画の柱ごとに整理しました。

● 第一次計画の環境目標達成状況（達成区分別の環境指標数）

| 計画の柱 | 環境目標の達成区分 | | | |
|---------|------------------------------|---|---|--------|
| | Aランク | Bランク | Cランク | Eランク |
| | 環境目標を達成 (目標達成度 100%以上) | 環境目標に向け、 順調に進捗 している (指標改善度 80%以上) | 環境目標に対し、 計画通り進捗 していない (指標改善度 80%未満) | 評価できない |
| 自然環境 | 2 | 2 | 0 | 1 |
| 循環型社会 | 6 | 3 | 1 | 1 |
| 都市環境 | 8 | 3 | 1 | 0 |
| 環境教育・学習 | 3 | 0 | 1 | 4 |
| 協働・連携 | 5 | 0 | 0 | 2 |
| 合計 | 24 | 8 | 3 | 8 |

※上記件数は第一次計画において、17 項目の施策方針に基づいて定められた環境指標のものであるため、目標達成のための施策（8 ページ）の数と一致するものではありません。

43 個の環境指標のうち、既に環境目標を達成した指標（Aランク）が 24 個と約半数を占めたことから、第一次計画は、一定の進捗があったものと認められます。

一方、順調に進捗していない環境指標（Cランク）が 3 個、データの把握が難しいなど評価できないとされた環境指標（Eランク）が 8 個でした。

● 第一次計画の環境指標の環境目標達成状況のうち、Cランク・Eランクに評価されたもの

| | |
|------------------------|---|
| Cランクに 評価された 環境指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス総排出量 平成 22 (2010) 年度基準増減率 (循環型社会) ・ 地場農産物の生産量と市内流通量 (都市環境) ・ 屋外におけるホタルの発生数 (環境教育・学習) |
| Eランクに 評価された 環境指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画公園等の一人当たり面積 (自然環境) ・ マイバッグ利用推進店 (循環型社会) ・ 小・中学生の環境リーダーの育成、人数 (環境教育・学習) ・ 小学生による環境調査 (環境教育・学習) ・ 環境に関するガイドブック (環境教育・学習) ・ 市民版環境配慮指針 (環境教育・学習) ・ 緑のボランティア指導者の人数 (協働・連携) ・ 新たな環境リーダーの育成 (協働・連携) |

2 環境に関するアンケート結果

平成 27 (2015) 年度に「環境に関するアンケート」を実施し、市民、事業者及び小学生 (将来を担う世代) を対象とし、環境に関する意識・意向及び取組み状況を把握しました。

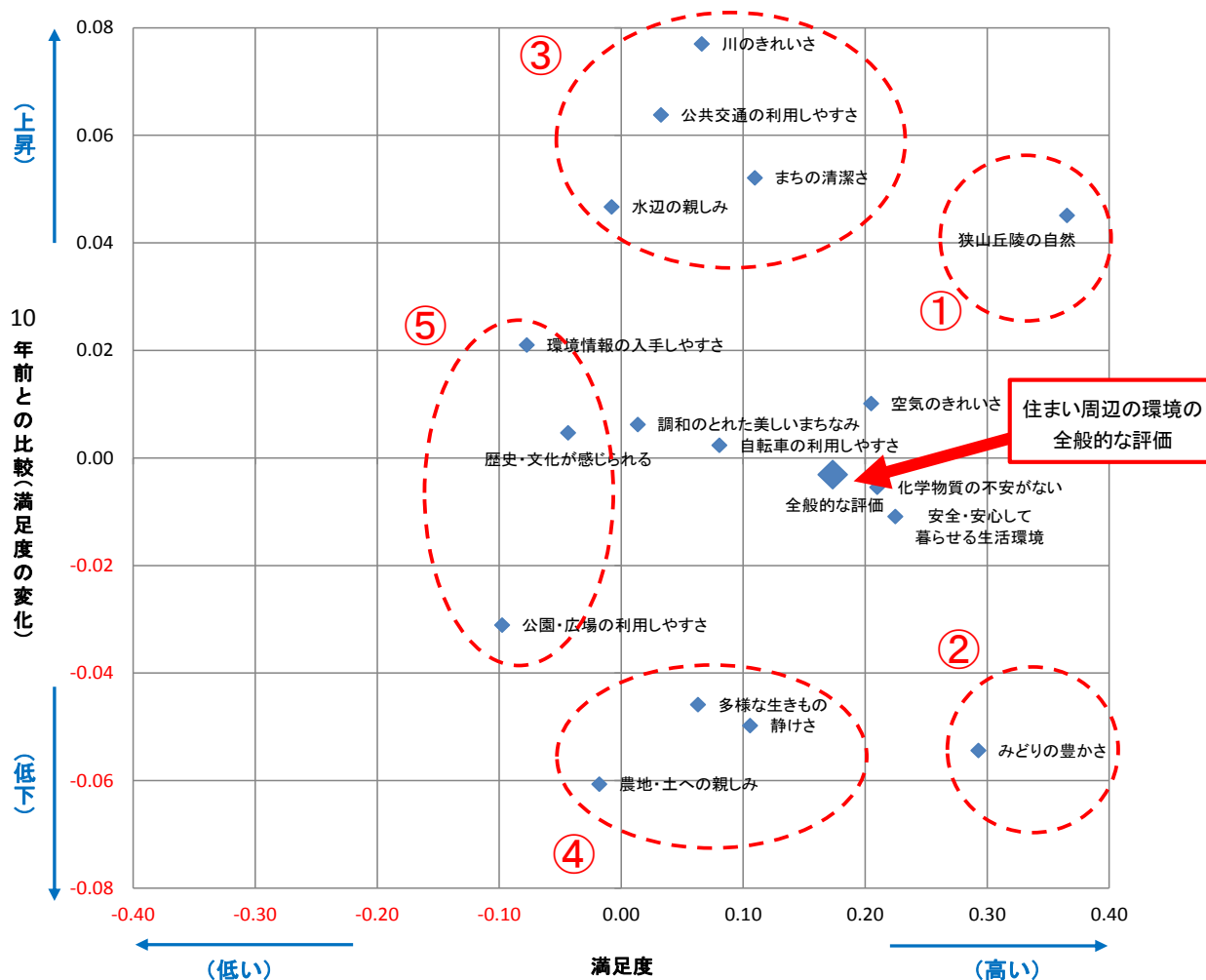
ここでは、アンケート結果を抜粋しました。

(1) 身近な環境に対する満足度とその変化

市民に対し身近な環境に対する満足度と 10 年前 (平成 17 (2005) 年) からの変化について聞きました。下の図では、「10 年前との比較 (満足度の変化)」を縦軸にとり、「満足度」を横軸にとり、各環境項目の位置を表示しました。

「住まい周辺の環境の全般的な評価」については、「概ね満足」(満足度がプラス)と感じている市民が多いことがわかりました。

● 身近な環境に対する満足度と満足度の変化



注) 「満足度」の回答に対し、「満足：2点」「やや満足：1点」「やや不満：-1点」「不満：-2点」と配点し、「10年前との比較(満足度の変化)」では、「良くなった：2点」「悪くなった：-2点」と配点しました。また、環境項目ごとに配点の平均点を算出し、「満足度」及び「10年前との比較(満足度の変化)」という指標で表しました。

次に、満足度と10年前との比較（満足度の変化）から特徴ごとに5グループに分類し、考察しました。

前頁の図に点線で示したグループ（①～⑤）ごとの環境項目についての評価と対応の方向は、次表に示すとおりです。

● グループごとの環境項目についての評価と対応の方向
 [身近な環境に対する満足度と満足度の変化]

| グループ※ | 満足度 | 10年前との比較 | 対象となる環境項目 | 対応の方向 |
|-------|-----|----------|---|---|
| ① | 高い | 上昇 | 狭山丘陵の自然 | 身近な環境に対する評価の“強み”となる項目であり、伸ばしていくことが大切です。 |
| ② | 高い | 低下 | みどりの豊かさ | 環境保全を推進する上で、満足度を維持するために対策を講じることが必要です。 |
| ③ | 中程度 | 上昇 | 川のきれいさ 公共交通の利用しやすさ まちの清潔さ 水辺の親しみ | 10年前との比較より、満足度が上昇していることから、引き続き対策を継続していくことが大切です。 |
| ④ | 中程度 | 低下 | 農地・土への親しみ 多様な生きもの 静けさ | 10年前との比較より、満足度が低下していることから、対策を講じることが必要です。 |
| ⑤ | 低い | 変化(小) | 環境情報の入手しやすさ 歴史文化が感じられる 公園・広場の利用しやすさ | 満足度が低いことから、対策を講じることが必要です。 |

※グループ①～⑤は、前頁のグラフに対応。

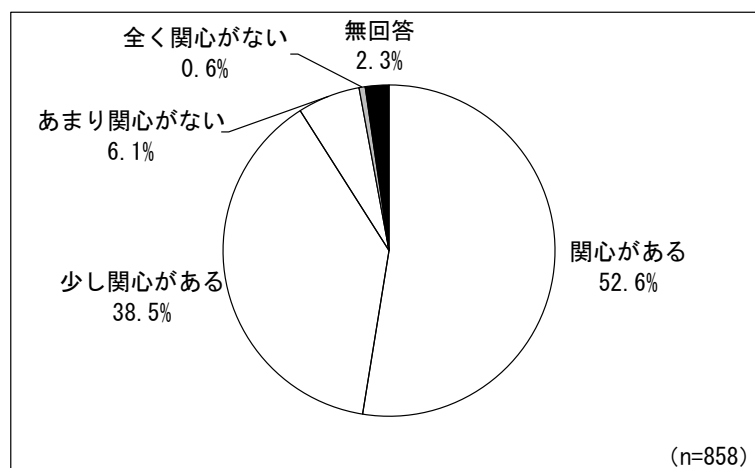
「狭山丘陵の自然」や「みどりの豊かさ」は、市民の身近な環境に対する満足度の中で最も評価が高く、当市の“強み”となっていることから、自然環境の保全や緑の保全・創出の方向性が考えられます。

一方、「農地・土への親しみ」「多様な生きもの」及び「静けさ」については、満足度の低下を受けて、対策を講じていくことが必要です。

(2) 市民の環境意識

環境について「関心がある」「少し関心がある」と回答した人は9割を上回りました。また、「日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている」と回答した人が約7割となっています。市民の高い環境意識がうかがわれます。

● 環境についての関心



(3) 家庭での環境への取組み状況と今後の取組み意向

家庭での現在の取組み状況について、現在取り組んでいる人が比較的多かったのは、「ごみの分別の徹底」「近隣の迷惑となるような騒音、悪臭を出さない」「ごみのポイ捨て防止、ごみの持ち帰り」「部屋でのこまめな消灯」「緑や水辺を汚さない」でした。

今後取組みたいと回答した人が比較的多かったものは、「まちの美化活動など環境に関するボランティア活動やイベントへの参加」「環境に関する学習会や観察会、環境保全活動などへの参加」「エコマーク商品やグリーンマーク商品など環境にやさしい商品の選択、購入」でした。

また、導入が進んでいる省エネルギー設備・機器は、「省エネ照明」「省エネ性能の高いエアコン」「省エネ性能の高い冷蔵・冷凍庫」「窓の断熱」「省エネ性能の高い給湯器」でした。

(4) 事業所での環境への取組み状況と今後の取組み意向

事業所での現在の取組み状況について、現在取組みを実施していると回答した事業所が比較的多かったのは、「OA 機器や事務所の照明を使用する際の節電」「冷暖房の適正な温度設定」「廃棄物の発生抑制」「ごみの分別の徹底、再使用、再資源化」「紙類の使用量削減」でした。

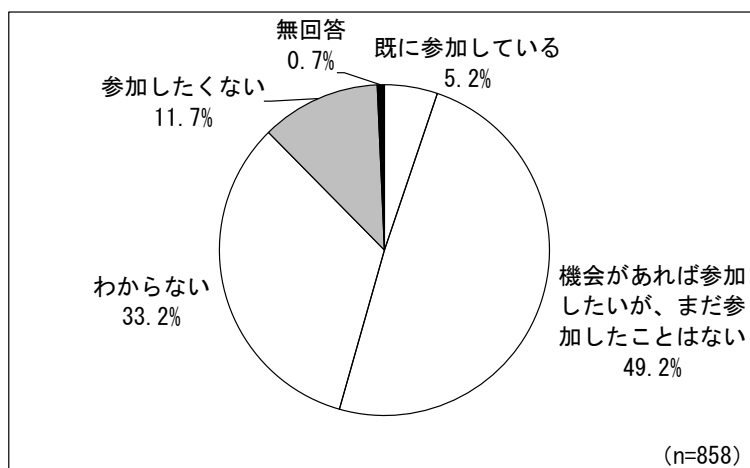
今後取組みたいと回答した事業所が比較的多かったのは、「エコマーク商品など環境にやさしい商品を購入」「雨水利用」「環境配慮の取組みについての情報や環境保全に役立つ情報の公表・PR」でした。

また、導入が進んでいる省エネルギー設備・機器は、「省エネ照明」でした。

(5) 地域の環境保全活動に対する市民の参加意欲

地域での環境保全活動に対し、既に参加している人は5%にとどまっていますが、「機会があれば参加したい」と回答した人を合わせると、全体の5割に上りました。

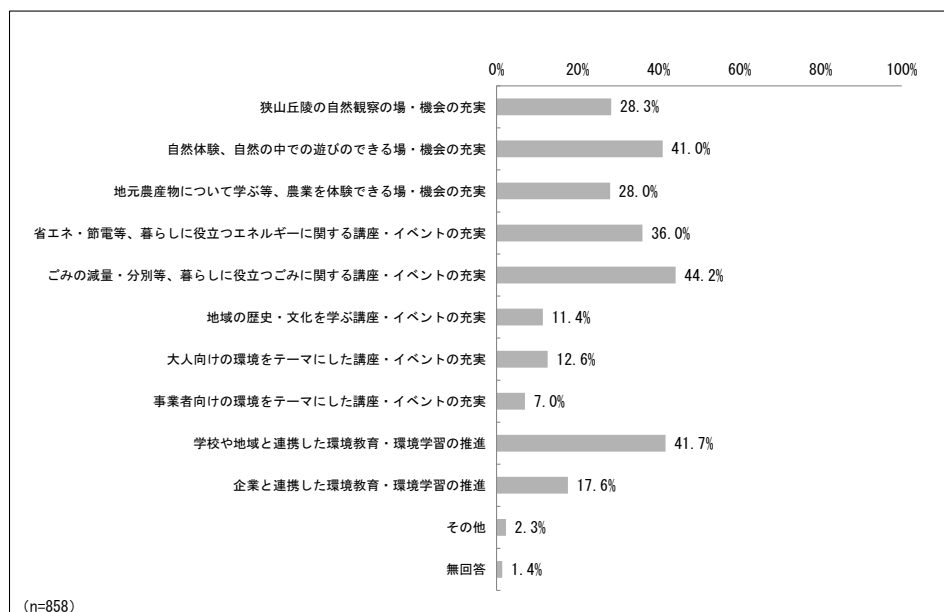
● 環境に関するボランティア活動への参加意向



(6) 環境教育・環境学習の取組みを進めていくために市に期待する施策

環境教育・環境学習の取組みを進めていくための市の環境施策に対しては、「ごみの減量・分別等、暮らしに役立つごみに関する講座・イベントの充実」「学校や地域と連携した環境教育・環境学習の推進」「自然体験、自然の中での遊びのできる場・機会の充実」への期待が高く、それぞれ4割を超える人から回答がありました。

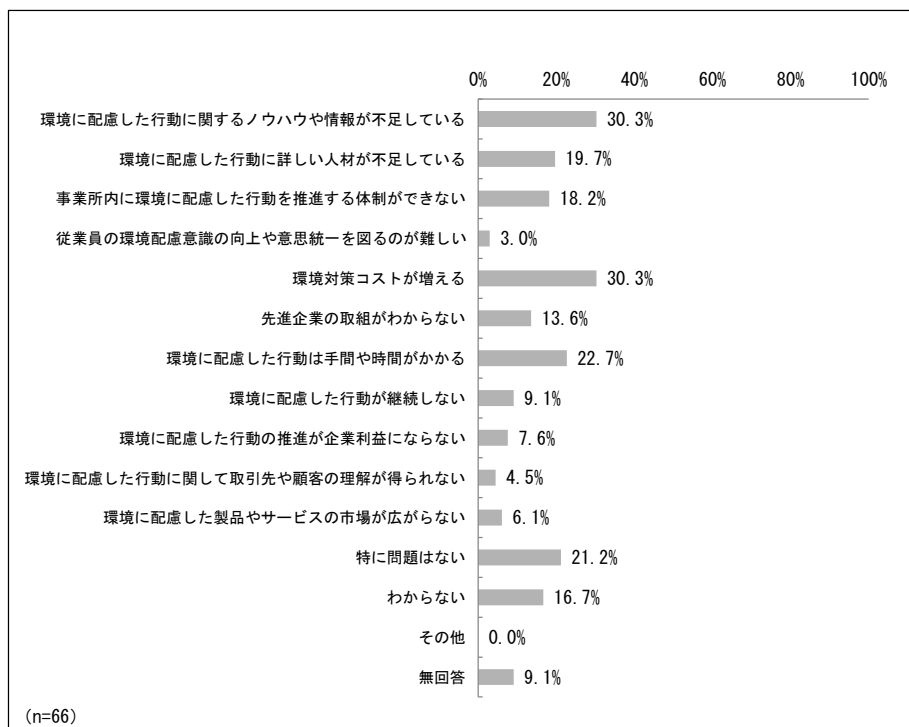
● 環境教育・環境学習の取組みを進めていくために市に期待する施策



(7) 環境への取組みを進めるうえでの課題・問題点

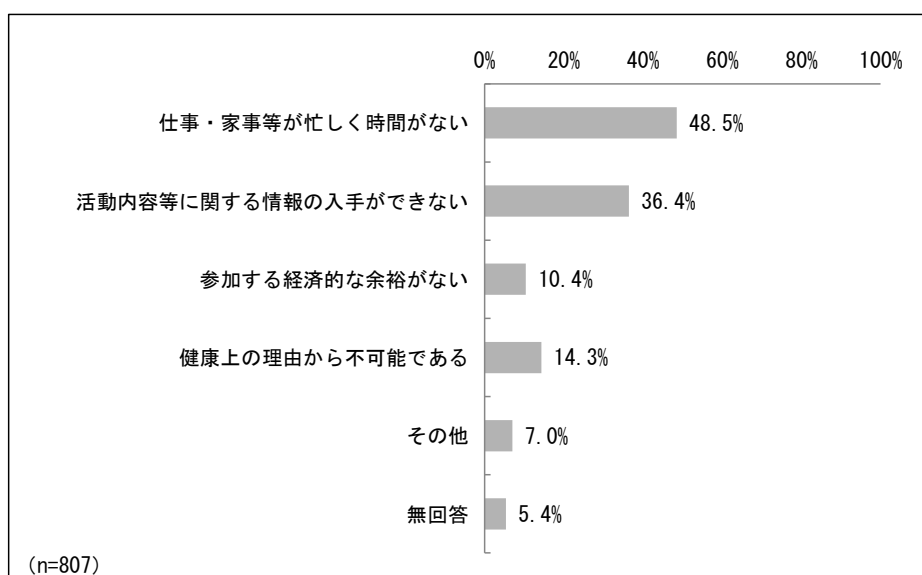
事業所での環境への取組みを実施するうえでの課題・問題点は、「環境に配慮した行動に関するノウハウや情報の不足」「環境対策コストの増加」「手間や時間がかかる」などでした。

● 環境への取組みを進めるうえでの課題・問題点



市民が環境に関するボランティア活動に参加しない、またはできない理由は、「仕事・家事等が忙しく時間がない」や「活動内容等に関する情報の入手ができない」などの回答がありました。

● 市民が環境に関するボランティア活動に参加しない、またはできない理由

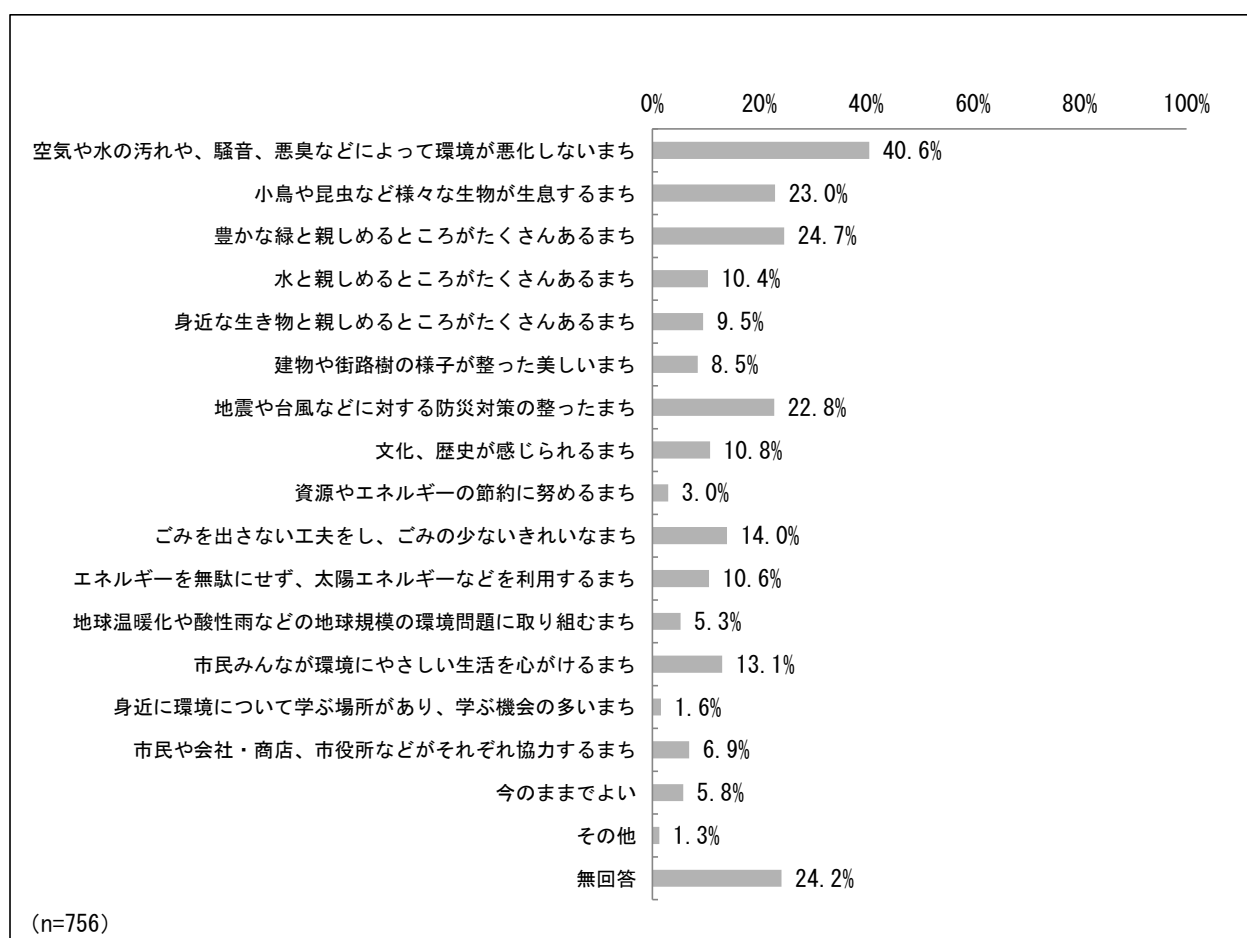


(8) 子どもたちによる将来の環境に対する意向

将来なっしてほしいまちの環境について聞いたところ、「空気や水の汚れや、騒音、悪臭などによって環境が悪化しないまち」や「豊かな緑と親しめるところがたくさんあるまち」「小鳥や昆虫など様々な生物が生息するまち」「地震や台風などに対する防災対策の整ったまち」が上位に挙げられました。

子どもたちの生活圏にあたる身近な生活環境が保全され、自然・生きものとの共生を重視していることがうかがわれます。防災については、自分の将来を展望する際、その前提となる安全・安心を求める意識も見て取ることができます。

● 将来なっしてほしいまちの環境



3 国・東京都等の動向

第一次計画が策定された平成 19（2007）年 3 月以降の社会情勢の変化をとらえるため、国や東京都などの動向を整理しました。

（1）生物多様性保全への取組みの進展

平成 22（2010）年に名古屋市で開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議」（COP10）では、平成 32（2020）年までに達成すべき 20 の目標を掲げた「愛知目標」が採択されました。

国では、愛知目標を受け、平成 24（2012）年に新国家戦略「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定し、日本の愛知目標の達成に向けたロードマップを提示しました。

東京都は、生物多様性保全に向けた取組みとしては、平成 19（2007）年度に開始した「緑の東京 10 年プロジェクト」等に基づき、校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくりを行うなど、緑の創出や自然保護を進めてきました。

「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を平成 24（2012）年 5 月に策定し、生物多様性の分野での「世界の諸都市の“範”となる持続可能な都市モデル」を示し、実効性のある施策を構築しました。生物多様性の保全に向けた各主体の参画と協力を得ながら、緑施策を強化し、発展させ、人と自然とが共生できる緑豊かな都市東京を実現していくこととしています。

（2）地球温暖化防止・気候変動対策の進展

平成 26（2014）年 11 月に国連が公表した「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次統合報告書」では、世界の平均気温は 1880 年から 2012 年の間に 0.85℃上昇し、今世紀末には気温が最大 4.8℃上昇すると予測しています。

平成 27（2015）年 11 月から 12 月にかけてフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）では、京都議定書に代わる平成 32（2020）年以降の新しい温暖化対策の枠組みとして「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、「地球温暖化を抑制するために産業革命前からの気温上昇を 2℃より十分に低く抑え、さらに 1.5℃以内に向けて努力する」という世界共通の目標（2 度目標）を掲げ、各国に対し温室効果ガス排出量の削減目標の設定を求めています。

環境省では、パリ協定を踏まえ、COP21 で示した日本の中期目標「国内の排出削減・吸収量の確保により、2030 年度に 2013 年度比 26.0%減」、世界共通の目標である 2 度目標の達成に向けた道筋を明らかにするため、地球温暖化対策計画を策定し、平成 28（2016）年 5 月 13 日に閣議決定されています。

東京都は、平成 28（2016）年 3 月に策定した「東京都環境基本計画 2016」の中で、「スマートエネルギー都市の実現」として、「2030 年までに、東京の温室効果ガス排出量を 2000 年比で 30%削減」などの目標を掲げ、施策の方向性を示しています。

(3) 持続可能な開発のための教育（ESD）の進展

平成4（1992）年にブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットで、地球再生の行動計画「アジェンダ21」が採択され、この中で、持続可能な開発の促進には、教育が不可欠であることが明記されました。

平成14（2002）年のヨハネスブルグ・サミットでの日本の提案をきっかけに、同年の国連総会で、平成17（2005）年からの10年を「国連持続可能な開発のための教育の10年」（以下「国連ESDの10年」という。）とすることが採択されました。

平成27（2015）年以降のESDの推進方策については、「国連ESDの10年」の後継プログラムとしてグローバル・アクション・プログラムが、平成26（2014）年の国連総会で承認されました。

国内においては、平成15（2003）年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立しました。その後同法は、国際的な動向も踏まえて平成23（2011）年6月に一部改正され、「環境教育等による環境保全の取組みの促進に関する法律」（以下、「環境教育等促進法」といいます。）となりました。環境教育等促進法には、国民や民間団体等との協働取組みや学校教育における環境教育の充実などが盛り込まれました。

4 計画策定にあたっての主要課題

第一次計画の進捗状況、環境に関するアンケート結果、国・東京都等の動向などを踏まえ、第二次計画策定にあたっての主要課題を整理しました。

課題1：東大和市の豊かな自然環境を保全し、ふれあいや交流の場として活用していくことが必要です

狭山丘陵の豊かな緑、空堀川や奈良橋川などの市内を流れる河川、野火止用水周辺の樹林や農地、そこに生息・生育する生き物など、豊かな自然環境が東大和市の特長です。

「環境に関するアンケート調査」の結果によると、狭山丘陵の自然やみどりの豊かさは、市民の環境に対する満足度の中で最も評価が高く、まちの“強み”となっています。

このような自然が保たれているからこそ、景観の素晴らしさや地域の生態系、水や有機資源の循環など、私たちにさまざまな“自然の恵み”がもたらされます。このため、東大和市の豊かな自然環境を後世に引き継ぐためには、保全を図るとともに、ふれあいや交流の場として適正に活用を図っていくことが必要です。

課題2：中長期の視野で地球温暖化防止に取り組んでいくことが必要です

地球温暖化は、人類の活動が引き起こした最も深刻な環境問題です。近年では、強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象が世界各地で発生し、甚大な被害を引き起こしています。

私たちの生活や事業活動を営む中で、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しています。市における平成24（2012）年度の二酸化炭素総排出量は31万3千トンで、平成2（1990）年度と比較して6万8千トン増加しています。部門別にみると、自動車部門で2万1千トン削減しているものの、その他の全部門で増加しており、特に大きな割合を占める家庭部門（+4万5千トン）や製造業部門（+3万3千トン）は大きく増加しています。

また、家庭や事業所などでの節電・省エネルギー対策はもとより、よりCO₂排出の少ないエネルギー利用への転換、新たな技術の導入、ライフスタイルの変革の促進など、中長期な視野で温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいくことが必要です。

また、東大和市は穏やかな気候に恵まれ、これまで大規模な自然災害が発生しませんが、地球温暖化の影響の深刻化により、猛暑日の増加や、大雨、台風の頻度の増加、それに伴う自然災害の発生などの影響が懸念されます。このため、地球温暖化の影響に対処するための対策（適応策）に取組み、安全安心な暮らしの確保にもつなげていくことが必要です。

課題3：一人ひとりの自発的な行動を促す環境情報の提供や環境教育・環境学習を推進するとともに、豊かな自然環境を活かした体験や自然とのふれあう機会を提供していくことが必要です

「環境に関するアンケート調査」の結果によると、市民の7割が、「日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている」と認識していることが、環境教育・環境学習や情報提供が重要となると考えられます。

また、環境教育・環境学習の取組みを進めていくための市の環境施策への期待としては、暮らしに役立つ講座・イベントをはじめ、学校や地域と連携した環境教育・環境学習、自然体験や自然の中での遊びのできる場・機会などが挙げられています。

こうしたことから、一人ひとりの自発的な行動を促す環境情報の提供や環境教育・環境学習を推進することが必要です。また、東大和市の豊かな自然環境を活かした自然体験や自然とのふれあい、地産地消など、自然と人とのかかわりを深めていくことが必要です。

さらに、地域での環境保全活動に対する市民の高い参加意欲に対応し、地域の環境保全活動への参加の機会の提供や、環境団体等への支援、環境保全活動のリーダーの育成など、協働による取組みの促進につなげていくための支援策を講じていくことが必要です。

第3章 第二次計画のめざすもの

「環境に関するアンケート調査」の結果から、市民等の環境に対する意識・意向の変化等が把握されました。市民等の環境に対する意識・意向の変化や社会情勢の変化などを踏まえて、第一次計画の望ましい環境像及び基本目標を見直し、再設定を行います。

1 望ましい環境像

自発性と協働による環境保全の取組みを推進し、良好な環境を将来にわたり確保するとともに、持続的発展が可能な社会をつくりあげていくことを目指して、市民、事業者及び市の共通目標となる「望ましい環境像」を掲げます。

望ましい環境像

**人と自然が共生する豊かな環境を育み、
次の世代に引き継げるまち**

● 東大和市環境基本条例の前文（抜粋）

私たちが暮らすまち東大和は、その北部に狭山丘陵が広がり、季節の移ろいを感じることできる貴重な自然に恵まれている。とりわけ多摩湖の周辺は、四季折々の美しい景観で人々を魅了し、東大和のシンボルともなっている。私たちの健康で快適な生活は、こうした先人たちから受け継いだ健全で豊かな環境の下に成り立っている。

しかしながら、現代に生きる私たちは、めざましい都市化の進展の中で、物質的な豊かさや利便性を追求するあまり、自然の回復能力を超えて空気、水、土を汚し、資源の枯渇化を招くなど環境への配慮をおろそかにし、結果として、地球規模の環境問題をも引き起こしてしまった。

私たちは、良好な環境の下に生活する権利を有する一方、この良好な環境がもはや与えられるものではなく、私たち自らの努力により維持され、創造されるものであることを自覚し、より恵み豊かな環境を次世代へ引き継ぐ責任を果たさなくてはならない。

2 基本目標

望ましい環境像の実現に向けて、環境の保全に取り組んでいくため、5つの基本目標を設定します。

基本目標1 自然環境

狭山丘陵をはじめ水と緑を保全・活用し、生きものと共生するまち

恵まれた豊かな自然環境を、市民の貴重な財産として保全・継承し、人と自然が共生する社会の実現を目指します。

基本目標2 循環型社会

循環型社会の形成を進める地球にやさしいまち

環境への負荷を低減し、資源・エネルギーを有効に利用する持続可能な「循環型社会」の構築を目指します。

基本目標3 都市環境

環境負荷を低減し、健康で安心して住み続けられる快適なまち

環境への負荷の低減を通じて良好な環境を確保し、安全で快適さを誰もが感じられるまちを目指します。

基本目標4 環境教育・環境学習

環境を学び、体験し、持続可能な社会を担う人づくりを進めるまち

地域の自然や歴史・文化を通じて環境の大切さを学び、次世代に良好な環境を継承していく取組みの実践を通じ、人々の地域への愛着がはぐくまれ、環境保全に対する意欲が高まっていくことを目指します。

基本目標5 協働・連携

協働・連携の輪を広げ、環境保全をみんなで推進していけるまち

市民、事業者、市民団体及び市の協働による取組みを推進するための体制や仕組みの構築を目指します。

第4章 優先して取り組む重点施策

望ましい環境像の実現に向けて、環境の保全に取り組んでいくためには、多岐にわたる施策を推進していく必要があります。

一方、計画の実効性を高めるために、主要課題（18～19頁参照）を踏まえて、「まちづくりの視点」から優先して取り組んでいくための重点施策を設定します。

望ましい環境像

人と自然が共生する豊かな環境を育み、
次の世代に引き継げるまち

主要課題への対応

優先して取り組む重点施策

- ① 協働により、狭山丘陵の自然を守る
- ② 安全で快適な持続可能なまちづくりを進める
- ③ 自然に親しみ、学び、東大和市の環境に対する関心、理解を深める

まちづくりの視点（23頁参照）

- ・ まちの利便性・快適性の向上
- ・ 地域での参加と交流の促進
- ・ 地域資源の活用とまちの魅力創出 など

多岐にわたる環境保全施策（第5章参照）

1 「まちづくりの視点」による環境の保全

東大和市の第二次基本構想（改訂）では、「東大和のまちづくりの理想は、私たちやここに生まれ育つ子どもたちが心から『ふるさと』と呼べるにふさわしいまちを築き上げること」とし、まちづくりの基本施策の一つとして、「環境にやさしく安全で快適なまちづくり」を掲げています。

● 環境にやさしく安全で快適なまちづくり

市民が愛着と誇りをもち、住み続けたいと思えるまちとしていくため、自然環境の保全・創出とともに、資源・エネルギー消費の抑制など環境への負荷の軽減に努めていきます。

また、利便性に富み、安心して生活できるような都市基盤を整備していくとともに、地域の特性や景観等に配慮しながら都市の個性と魅力を創出し、環境にやさしく安全で快適なまちの実現をめざしていきます。

（第二次基本構想（改訂）より）

環境の保全にあたっては、「環境にやさしく安全で快適なまちづくり」に沿って、まちの利便性・快適性の向上、地域での参加と交流の促進、地域資源の活用とまちの魅力創出にもつなげていく「まちづくりの視点」をもって取り組んでいくことが大切です。

2 優先して取り組む重点施策の取り扱い

- ・ 優先して取り組む重点施策の推進にあたっては、庁内の関係部署が横断・連携して取り組みます。また、市民や事業者等による環境保全行動の実践を先導し、協働により展開・浸透を図っていきます。
- ・ P D C Aサイクルによる成果や改善点のフィードバックをしながら進めていくものとします。そのために、施策・事業の進捗を測る“ものさし”となる環境指標・目標を設定します。
- ・ 環境指標・目標は、毎年度、進捗状況を把握し、その結果を「東大和の環境」で公表するものとします。

優先して取り組む重点施策①

協働・連携により、狭山丘陵の自然を守る

<考え方>

狭山丘陵は、四季折々の自然景観、多様な生態系、有機資源、雨水の地下浸透にはじまる水循環、大気浄化など様々な“恵み”を提供してくれます。

このような狭山丘陵の有する機能を生かしたまちづくりを進めるため、市民、事業者及び環境団体等のそれぞれが狭山丘陵に関わりを持ち、協働のもとで環境保全活動に取り組んでいくことが重要です。

そのためにまず、狭山丘陵にまつわる自然体験や農業体験、里山保全に関わる活動を活発化させ、自然の中での遊び・レジャーなど、新たな交流の創出や身近なふれあいを促進していきます。

このような自然とのふれあいを通じて深まる、地域の自然への関心や理解のもと、地産地消や地場農産物の利用を取り入れた生活・暮らしをおくることが大切です。農家の方々や市民との交流や都市農業の推進を通じ、地域での循環型社会の構築や自然環境の保全につながっていきます。

■優先して取り組む重点施策

- ・ 狭山緑地の適正な維持管理、活用の推進（30 頁）
- ・ 水辺の保全・整備（33 頁）
- ・ 緑化のしくみづくり（34 頁）
- ・ 生物多様性の保全・再生（34 頁）
- ・ 地場農産物利用の推進と意識啓発（47 頁）
- ・ 自然と親しむ場づくりの推進（51 頁）
- ・ 協働・連携の機会づくりの推進（53 頁）

優先して取り組む重点施策②

安全で快適な持続可能なまちづくりを進める

<考え方>

自然と共存していく暮らし・文化を育んでいくためには、一方で環境負荷の少ないまちの実現、自然を損なうことを抑制し、安全で快適な環境の確保を図っていくことが重要です。

そのために、資源とエネルギーの効率的利用をめざし、家庭ごみの減量を図っていくため、とりわけごみの排出抑制（リデュース）と再使用（リユース）を進めます。また、省エネルギー、再生可能エネルギーの利用などを取り入れる、快適な生活・ライフスタイルの実現を提案していきます。

クリーンでスマートなまちの実現に向けて、交通・移動、住宅・建築物、土地利用・開発の誘導など都市づくりの各分野において新たな技術の活用を図るとともに、再生可能エネルギーの積極的な導入と、エネルギー使用の効率化を同時に達成することにより、総合的な取組みを行う、「スマートコミュニティ」の考え方を取り入れます。

■優先して取り組む重点施策

- ・ 緑の保全・創出（33 頁）
- ・ 緑と水のネットワークの形成（34 頁）
- ・ リデュース、リユースの推進（37 頁）
- ・ 再生可能エネルギー及び省エネルギーの促進（38 頁）
- ・ 低炭素型都市づくり（39 頁）
- ・ 水循環の確保と水の有効利用の推進（39 頁）
- ・ 気候変動適応策などの推進（43 頁）

優先して取り組む重点施策③

自然に親しみ、学び、東大和市の環境に対する関心、理解を深める

<考え方>

一人ひとりの自発的な行動、地域での環境保全活動への参加など、実践活動につなげていくような環境教育・環境学習の機会を提供していくことが重要です。自然体験や農業体験などの体験活動や、郷土の歴史・文化を題材にした学習活動は、自分の住む地域に根差し、環境を考えていく機会の提供につながります。

このような点を踏まえ、幼児・子どもから大人までの各世代に対し、学校や家庭、地域、職場などの各場面でさまざまな環境教育・環境学習を展開していきます。

そのために、地域での環境教育・環境学習の活動に携わる人材として、環境団体の育成や環境活動・環境教育のリーダー・ボランティアの育成を図ります。

■優先して取り組む重点施策

- ・ 農業とふれあう場の確保（47 頁）
- ・ 子どもによる環境活動の支援（49 頁）
- ・ 親子環境教室の開催（49 頁）
- ・ 環境学習の機会の提供（50 頁）
- ・ 環境にやさしい行動の普及（50 頁）
- ・ 自然や歴史の再発掘と活用（50 頁）
- ・ 自然と親しむ場づくりの推進（51 頁）
- ・ 地域の自然環境にはぐくまれてきた歴史・文化の継承（51 頁）
- ・ 環境情報の共有化の推進（53 頁）
- ・ 市民協働提案事業の検討・推進（54 頁）
- ・ 環境活動・環境教育のリーダーなどへの支援（54 頁）

第5章 東大和市の環境の現況と推進施策

第一次計画の進捗状況、社会情勢の変化、計画策定にあたっての主要課題などを踏まえ、施策体系、施策、市による取組み、環境指標・目標などについて見直しを行います。

「望ましい環境像」の実現に向け、5つの「基本目標」に沿って、12項目の「施策方針」とそれらを実現するために必要な45個の「施策」を設定(29頁参照)します。

また、「施策方針」毎に「環境の現状・課題」を確認したうえで、今後10年間を見通した「施策」を示すとともに、当面実施する「市による取組み」を例示します。

● 基本目標の実現に向けた施策の体系

※★は重点施策（第4章参照）、◎は新規の施策

| 分野 | 基本目標 | 施策方針 | 施策 | 掲載頁 |
|-----------|--------------------------------|-----------------------------|---|-----|
| 自然環境 | 狭山丘陵をはじめ水と緑を保全・活用し、生きものと共生するまち | 狭山丘陵の公有地化の推進と適正管理 | ①公有地化等による狭山丘陵の保全 ②狭山緑地の適正な維持管理、活用の推進★ | 30 |
| | | 緑と水辺の整備を進め、自然の生態系の保全・回復に努める | ①緑の保全・創出★ ②水辺の保全・整備★ ③緑と水のネットワークの形成★◎ ④緑化のしくみづくり★◎ ⑤生物多様性の保全・再生★ | 32 |
| 循環型社会 | 循環型社会の形成を進める地球にやさしいまち | 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進 | ①リデュース、リユースの推進★ ②資源循環型社会の実現 ③廃棄物減量等推進員制度の充実 | 36 |
| | | 地球温暖化防止対策の推進 | ①再生可能エネルギー及び省エネルギーの促進★◎ ②低炭素型都市づくり★◎ ③自転車利用の促進◎ ④水循環の確保と水の有効利用の推進★◎ ⑤東大和市地球温暖化対策実行計画の推進◎ ⑥その他の温室効果ガスの排出抑制に関する啓発事業の推進 | 38 |
| 都市環境 | 環境負荷を低減し、健康で安心して住み続けられる快適なまち | 安全で快適な生活環境の確保 | ①公害等の防止に係る対策の推進 ②気候変動適応策などの推進★◎ ③環境美化の推進◎ ④放置自転車対策◎ ⑤適正な土地利用の誘導◎ ⑥アスベスト対策等の推進◎ ⑦放射線測定と測定値の公表の実施 ⑧電磁波の影響に関する情報収集の継続 | 42 |
| | | 地産地消の普及促進と都市農業の推進 | ①地産地消農業の推進 ②地場農産物利用の推進と意識啓発★ ③農業とふれあう場の確保★ | 46 |
| 環境教育・環境学習 | 環境を学び、体験し、持続可能な社会を担う人づくりを進めるまち | 小・中学生に対する環境教育の推進 | ①子どもによる環境活動の支援★ ②親子環境教室の開催★ ③学校職員への環境意識を高める研修の実施 | 49 |
| | | 生涯学習としての環境教育の充実 | ①環境学習の機会の提供★ ②環境にやさしい行動の普及★◎ ③自然や歴史の再発掘と活用★◎ | 50 |
| | | 狭山丘陵などを題材とした体験学習の推進 | ①自然と親しむ場づくりの推進★ ②地域の自然環境にはぐくまれてきた歴史・文化の継承★◎ | 51 |
| 協働・連携 | 協働・連携の輪を広げ、環境保全をみんなで推進していけるまち | 市民と行政のネットワークの構築 | ①協働・連携の機会づくりの推進★ ②環境情報の共有化の推進★ ③環境月間における集中的な啓発◎ | 53 |
| | | 環境団体等への支援と人材の育成 | ①ボランティア制度活用の推進 ②市民協働提案事業の検討・推進★ ③環境活動・環境教育のリーダーなどへの支援★ | 54 |
| | | 国、東京都、周辺自治体との連携 | ①水辺を中心とした連携（空堀川水環境確保対策会） ②都道の交通問題の改善 ③小平・村山・大和衛生組合等との連携◎ ④オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」への参加◎ | 55 |

基本目標 1 自然環境

狭山丘陵をはじめ水と緑を保全・活用し、生きものと共生するまち

恵まれた豊かな自然環境を、市民の貴重な財産として保全・継承し、人と自然が共生する社会の実現を目指します。

■目指す姿

- ・ 狭山丘陵の豊かな緑、空堀川・奈良橋川・前川の市内を流れる河川、市境の野火止用水周辺の水や緑の場、そこに生息・生育する生物など、自然の生態系の保全・回復、適正な利用が図られている
- ・ トウキョウサンショウウオやオオムラサキなどの希少種をはじめとした生物の保全・回復が図られている
- ・ 狭山丘陵の多面的機能が保持されている

■環境指標・目標

| 施策方針 | 環境指標 | 現況 | 現況年度 | 目標 | 目標年度 |
|-------------------------|-------------------------|-------------------------------|------|--------------------------|------|
| 狭山丘陵の公有地化の推進と適正管理 | 狭山緑地の公有地化（用地買収済面積） | 115,468.82㎡ | H26 | 145,642.50 ㎡ | H38 |
| | 狭山緑地での市民等による維持管理活動の実施状況 | 市民協働による適正な管理が行われています | H26 | 市民協働による維持管理活動を促進します | H38 |
| 緑と水辺の整備を進め、自然の生態系の保全・回復 | 生物調査の実施状況 | 狭山緑地の鳥類調査を実施しています | H26 | 鳥類や魚類などの生物の生息状況を把握します | H38 |
| | トウキョウサンショウウオの生息状況 | 狭山丘陵の湧水地にトウキョウサンショウウオが生息しています | H26 | 生息できる状況を維持します | H38 |
| | オオムラサキの生息状況 | 狭山丘陵の一部にオオムラサキが生息しています | H26 | 現況を把握し、オオムラサキが棲める森をつくります | H38 |

(1) 狭山丘陵の公有地化の推進と適正管理

■環境の現状・課題

- 狭山丘陵は、埼玉県と東京都にまたがっており、東西約 11km、南北約 4 km という大規模な樹林と湖が広がっており、市街地の中に浮かぶ「緑の島」のように残された首都圏を代表する重要な自然環境です。その丘陵に、東京都の水がめである多摩湖や狭山湖が造られており、水源林として、また都立自然公園や東大和狭山緑地として雑木林が残されています。
- 東大和市の緑と水のシンボルであり財産とも言える貴重な狭山丘陵を後世に引き継ぐためには、東京都と連携し緑地の公有地化に努めるとともに、自然学習の体験の場、憩いやレクリエーションの場などとして活用を図る等、積極的な取り組みが必要です。
- 当市の市域内には、東から都立狭山公園、都立東大和公園、東大和狭山緑地、東大和芋窪緑地といった 4 つの公園・緑地があり、それぞれ都や市によって管理されています。
- 東大和狭山緑地は、市が土地所有者から雑木林を借用して散策路を整備し、昭和60（1985）年に開園しました。狭山緑地は、学校教育の場としても活用しており、市内各小学校の児童たちが五感を使った体験を通じて自然と人間の関わり大切さと楽しさを学習しています。また、狭山緑地の雑木林を守り育てるために、狭山緑地雑木林の会（平成 8（1996）年、市が広報により市民による管理ボランティアを募集し、参加した市民の方々）がボランティア団体として活躍し、年間計画に基づき、月 4 回の作業（萌芽更新・落葉清掃・下草刈り・樹木の剪定等）を行い、適正な管理に努めています。

■施策

①公有地化等による狭山丘陵の保全

- ・ 狭山緑地の公有地化を図り、良好な状態で保存し市民に開放するため、都と連携し狭山緑地用地買収事業を進めます。
- ・ 狭山丘陵内に存在する民有地の樹林についても、まとまった緑としての機能を損なうことがないように、所有者に協力を呼びかけます。

②狭山緑地の適正な維持管理、活用の推進【重点】

- ・ 狭山緑地のあり方、維持管理体制や制度等に関して地域住民や環境団体と市などがともに検討するなど、連携・協働による維持管理の充実を図っていきます。
- ・ 自然観察会を開催するとともに、環境団体が実施している雑木林管理、炭焼きなどの体験活動への支援や協力により、当市特有の環境資源としての活用を推進していきます。
- ・ 多摩湖一帯を含め観光・レクリエーションの場として活用されるよう、ハイキングコース、サイクリングコース、野草園、休憩・展望スポット等の整備・充実を検討します。

■市による取組み

- ・ 狭山緑地の公有地化の推進
- ・ 民有地の樹林保全のための取組み
- ・ 地域等との連携による維持管理の推進
- ・ 環境資源としての活用の推進・支援

(2) 緑と水辺の整備を進め、自然の生態系の保全・回復に努める

■環境の現状・課題

- 都市における自然の生態系を保全するためには、まとまりのある緑を連続した形で保全することが大切です。狭山丘陵の公有地化、緑地指定の拡大や樹林の適正な管理のほか、学校、大きな公園、農地等の緑の拠点整備と、それらを結びつける街路樹や民有地内の緑化などネットワークづくりが重要となっています。
- 市では、公園、緑地及び子ども広場の更新・再整備をするにあたり、それぞれに個性を持たせ、地域のシンボルやコミュニティ形成の場として整備することにより、地域の活性化の拠点とすることを目的として、平成28(2016)年3月に「東大和市特色ある公園整備基本方針」を策定しました。
- 当市の一人当たりの都市計画公園や緑地等の面積は、平成27(2015)年4月1日現在で8.46㎡であり、東京都の平均(平成27(2015)年4月1日現在で5.76㎡)を上回っていますが、引き続き、規模によって異なる市街地公園の役割を踏まえ、地域ごとに必要とされる公園緑地を市民ニーズに沿って計画的・体系的に配置し、生態系及び景観形成を視野に入れた狭山丘陵を核とする緑のネットワークの整備が必要となります。
- うるおいを感じられる都市づくりを進めるには、市街地にこそバランスよく公園が必要であり、それぞれの地域に必要な公園緑地を、計画的・体系的に整備する必要があります。
- 当市の北部に位置する多摩湖(正式名称:村山貯水地)は、新東京百景の一つであり周辺の樹林は新緑、紅葉、雪景色など四季を通じて市民から親しまれています。
- 当市を流れる河川には、空堀川・奈良橋川・前川の3河川があります。空堀川は武蔵村山市の野山北公園を源とし、市内を東に流れ高木橋で奈良橋川と合流し、清瀬市中里で柳瀬川に合流します。空堀川は現在も河川改修が進んでおり、整備された管理用通路を利用して多くの市民が散策等をしています。
- 市の南端を流れる野火止用水は、一時は水事情の悪化等に伴い、玉川上水からの分水が中止され、流れが途絶えていたこともありました。その後、復活を求める声の高まりにより、昭和49(1974)年に東京都歴史環境保全地域に指定され、昭和59(1984)年に清流が復活しました。現在は、野火止緑地の木々の緑と、水の流れとがあいまって、静かなくつろぎの場となっています。また、野火止用水のせせらぎを利用して「ホタルの里づくり」を継続して行ない、川岸に土盛りや植栽を施し、ホタルのすみやすい環境づくりに努めています。
- 市内の湧水は、水量は少ないながら9か所(芋窪、蔵敷、奈良橋、湖畔、狭山、清水)で確認されており(平成28(2016)年1月現在)、その中で湖畔第二緑地と二ツ池公園は東京の名湧水(57選)に選ばれています。しかし、都内では開発行為などに伴う雑木林や草地、農地の消失によって雨水の地下浸透が損なわれることによる地下水位の低下が原因となり、湧水の枯渇・消失している地域が多く、市内の湧水も消失や水質の悪化が懸念されます。湧水地点の多くが個人などの所有地となっており、

土地の改変が進行する可能性があります。そのため、湧水周辺の保全とあわせて、樹林や農地、市街地の緑の保全、雨水浸透を促進していくことが必要です。

- ▶ 狭山丘陵には多種多様な動植物が生息しており、その種の減少が危惧されることから、都が保護上重要な野生動植物種として指定、保護に努めている種も数多くあります。特に、市内に営巣、飛来し、観察できる野鳥の種類は多く、これらの保護が望まれます。
- ▶ 市内では、カラスやタヌキのほか、外来種であるアライグマやハクビシン等の野生鳥獣に関する問合せが増えています。また、狭山丘陵では、外来種であるキタリスの生息も確認されています。

■施策

①緑の保全・創出【重点】

- ・ 東大和市特色ある公園整備基本方針に基づく、施設の更新や公園機能の再整備を図ります。
- ・ 市民の憩いの場である公園の管理については、樹木剪定・樹木害虫駆除・清掃除草等をするとともに、随時巡回管理に努めます。
- ・ すでに整備されている街路樹を保全するとともに、新たに街路樹を植栽する際には周辺の自然環境等を考慮し、樹種を選定します。
- ・ 都市緑地法に基づく緑地協定等の保全手法の活用について検討していきます。
- ・ 開発事業者に対しては、開発事業区域内の緑化について協議し、既設の住宅や工場・事業場に対しては、市報やホームページなどで緑化推進の指導・啓発に努めるとともに、緑化マニュアル等を作成し、緑化についての情報提供を行います。また、緑化の際には地域の歴史や自然に配慮するよう指導していきます。
- ・ 市が整備する公共施設について、公園緑地整備などの緑の形成を検討するとともに、都や他の機関が整備するものについても、十分な緑の形成を図るよう求めていきます。
- ・ 市街地の貴重な緑地空間である農地の保全と計画的な公園整備等に資するため、生産緑地地区制度を活用するとともに、農とのふれあいの場として、市民農園・観光農園などに活用できるよう検討を進めます。

②水辺の保全・整備【重点】

- ・ 空堀川、奈良橋川等の河川については、「環境・景観」「防災・安全」「交流・利活用」「維持管理」に配慮しながら、地域住民や関連団体、東京都、周辺自治体との協働・連携による川づくりを進めていきます。
- ・ 前川の河床清掃や除草などの維持管理に努めます。
- ・ ボランティアによる清掃など維持管理体制の充実に努めます。
- ・ 東京都との連携を図り、地下水の湧水量や水質の調査を実施し、湧水地点及び周辺環境の保全を図ります。

③緑と水のネットワークの形成【重点・新規】

- ・ 狭山丘陵を核とし、市街地の緑の拠点とを河川や幹線道路等で相互に結ぶ緑のネットワーク整備を東京都の「環境軸ガイドライン」を参考にしながら推進します。

④緑化のしくみづくり【重点・新規】

- ・ 市民と行政が協働で計画的な萌芽更新等の管理を継続できるよう体制を整えます。
- ・ 市民・企業・行政の協働の仕組みをつくり、積極的な緑化と適切な管理を行い、市街地の緑の量的な拡大を図ります。
- ・ 市民の緑に対する意識を高めるため、情報発信等を行います。

⑤生物多様性の保全・再生【重点】

- ・ 狭山緑地内の生息状況を調べるために、野鳥などの生きもの調査を実施し、報告書を発行します。また、狭山緑地以外の公園・緑地や、野鳥以外の動植物にも調査対象を広げることを検討します。
- ・ 東京都の保護上重要な野生生物種として絶滅危惧類に指定されているトウキョウサンショウウオ、環境省のレッドデータブックにおいて準絶滅危惧にランクされ国蝶のオオムラサキやトンボ、ホタルなどの生息空間を保全するため、隣接する樹林や河川、池などの保全整備、特色ある公園の整備、二ツ池などでのかいぼり、外来種駆除などの対策を行います。
- ・ アライグマ、ハクビシン、オオキンケイギク、ナガミヒナゲシなどの外来種について、東京都及び周辺自治体と連携して対策を検討します。また、市報やホームページなどを通じて市民に注意喚起や対策等の周知を行います。

■市による取組み

- ・ 公園、街路樹の管理、整備
- ・ 緑を保全・創出するための制度の活用
- ・ 公共施設の緑化推進、維持管理
- ・ 生物がすみやすい河川等の整備
- ・ 水辺空間の適正管理の検討
- ・ 緑化の支援体制づくり
- ・ 緑の普及・啓発
- ・ 緑の魅力についての情報発信
- ・ 野生生物、希少生物等の生息状況の把握
- ・ ホタルに代表される生物の生息環境の創出
- ・ トウキョウサンショウウオの保全
- ・ オオムラサキの棲める森づくりの推進
- ・ 外来種等対策の推進

基本目標 2 循環型社会

循環型社会の形成を進める地球にやさしいまち

環境への負荷を低減し、資源・エネルギーを有効に利用する持続可能な「循環型社会」の構築を目指します。

■目指す姿

- ・ 家庭では、各世帯での省エネ行動が定着するとともに、省エネルギー設備・機器、太陽光発電などの再生可能エネルギー、環境性能の高い住宅が広く普及することにより、省エネルギー化が図られている
- ・ 事業所では、設備機器の効率的な運用・高効率化が進むとともに、低炭素なエネルギーの選択行動がとられている
- ・ 燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車等が普及している
- ・ 交通渋滞の緩和や地域交通における環境負荷低減が進んでいる
- ・ 資源の効率的な使用や「持続可能な消費」が広く普及している
- ・ 資源効率が向上し、廃棄物として処分される量が更に減少している
- ・ 食品ロスの削減、使い捨て型ライフスタイルの見直しなど、資源ロスの削減が促進されている

■環境指標・目標

| 施策方針 | 環境指標 | 現況 | 現況年度 | 目標 | 目標年度 |
|-------------------------|------------------------------------|--|------|--|------------------|
| 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進 | 市民一人1日当たりの廃棄物排出量 | 726.8g/人・日 | H26 | 680g/人・日以下 | H33 [※] |
| | 市民一人1日当たりの衛生組合への廃棄物搬入量（資源・有害ごみを除く） | 526.9g/人・日 | H26 | 現況値より減量を目指します | |
| | 最終処分量 | 【搬入量内訳】 焼却残さ搬入量1,994t 破碎不燃ごみ搬入量29m ³ | H26 | 東京たま広域資源循環組合への搬入量を搬入配分量以下まで減らすことを目指します | |
| | 生活用品交換事業制度利用件数／消費者講座の受講者数 | 生活用品交換事業制度利用件数：159件 消費者講座の受講者数：講座のテーマによっては定員を割っています | H26 | 生活用品交換事業制度利用件数：現況値より増加を目指します 消費者講座の受講者数：現況値より増加を目指します | H38 |
| 地球温暖化防止対策の推進 | 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定 | 未策定 | H26 | 計画を策定し、温室効果ガスの排出の抑制に努めます | H38 |

※ H38の目標値については、今後定める一般廃棄物処理基本計画で設定します。

(1) 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

■環境の現状・課題

- 循環型社会を構築するためには、市民、事業者及び市が一体となって、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を進めることが不可欠です。また、家庭ごみの減量を図っていくためには、とりわけごみの排出抑制（リデュース）と再使用（リユース）を進めることが大切です。
- 市では、平成 25（2013）年度から平成 29（2017）年度までの 5 年間を計画期間とする「東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）」を作成し、市民、事業者及び市が一体となって取り組む「環境にやさしい資源循環型社会」の実現を目指しています。
- 平成 26（2014）年 8 月から、可燃ごみ、不燃ごみ及び容器包装プラスチックについて、戸別収集を開始しました。
- 平成 26（2014）年 10 月からは、平成 25（2013）年 11 月 21 日に策定した「家庭廃棄物有料化方針」に基づき、家庭廃棄物のうち可燃ごみ、不燃ごみ及び容器包装プラスチックについて、有料化を導入しました。
- 東大和市の廃棄物量は、平成 18（2006）年度から平成 24（2012）年度まで減少し、平成 25（2013）年度に僅かながら増加したものの、平成 26（2014）年度は減少しています。
- 市民一人当たりの排出量（ごみ、資源の合計）は、平成 18（2006）年度の 911g/人・日から平成 24（2012）年度まで減少し、平成 25（2013）年度にわずかながら増加したものの、平成 26（2014）年度は再び減少し 727g/人・日となっています。
- 当市では、昭和 40（1965）年に小平市・武蔵村山市とともに、「小平・村山・大和衛生組合」を設立し、共同でごみの中間処理を行っています。しかし、施設の老朽化が進んでいるため、施設更新が最重要課題となっています。
- 最終処分については、日の出町の協力のもと、三多摩地域の 25 市 1 町で組織している「東京たま広域資源循環組合」の二ツ塚処分場において処分を行っているところです。しかし、新たな最終処分場の確保が困難なことから、現有施設の延命を図る方策として、平成 18（2006）年 7 月から、焼却灰のエコセメント化施設を本格稼働しています。
- 市民の廃棄物に対する意識の向上から、最終処分量も年々減少傾向にあります。資源物が可燃・不燃ごみなどに混入しないよう、より一層の分別を徹底するとともに、廃棄物排出量を減少させる排出抑制対策が重要となっています。

■施策

①リデュース、リユースの推進【重点】

- ・ 一般廃棄物処理基本計画による廃棄物の減量に努めます。
- ・ 市民や事業者への情報提供に努めます。
- ・ 買物袋（マイバッグ）の持参を呼びかけるなど、資源物回収量の削減を図っていきます。
- ・ 生活用品交換情報の提供によるリユースの機会を提供します。また、環境に配慮した消費生活を促進する事業を実施していきます。

②資源循環型社会の実現

- ・ 市内において地域住民で組織する自治会、婦人会、子ども会等営利を目的としない団体で、資源物を回収する市民団体に対し、市の資源物集団回収推進報償金交付要綱に基づき、引き続き報償金を交付していきます。
- ・ 家庭から排出される生ごみのリサイクルを推進するため、発酵資材や生ごみ処理機及び処理容器の購入費の一部を引き続き補助していきます。
- ・ 市が行う工事等において、エコセメント製品等の環境配慮商品の使用を促進します。
- ・ 紙類（新聞紙、雑誌、雑がみ、ダンボール、紙パック）の分別収集を徹底し、可燃ごみの減量に努めていきます。

③廃棄物減量等推進員制度の充実

- ・ 地域で廃棄物減量に向けた指導的役割を果たす廃棄物減量等推進員制度を継続実施し、廃棄物減量の啓発事業を進めます。

■市による取組み

- ・ 一般廃棄物処理基本計画の推進
- ・ 市民・事業者への情報提供
- ・ 不用品のリユース促進
- ・ マイバッグ利用の推進
- ・ 資源物集団回収の推進
- ・ 生ごみ処理機及び処理容器の助成
- ・ 公共工事等へのエコセメントの利用推進
- ・ 紙のリサイクル推進

(2) 地球温暖化防止対策の推進

■環境の現状・課題

- 当市における温室効果ガス排出量は、平成 2 (1990) 年度以降増加し、平成 15 (2003) 年度に 36 万 2 千 t-CO₂ で最も多くなりました。以降、増減しながら平成 22 (2010) 年度にかけて減少しましたが、再び増加に転じ、平成 24 (2012) 年度は 32 万 4 千 t-CO₂ となりました。平成 24 (2012) 年度の排出量は、平成 2 (1990) 年度 (24 万 8 千 t-CO₂) に対し 30.6% の増加、平成 12 (2000) 年度 (30 万 8 千 t-CO₂) に対し 5.2% の増加となっています。(出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)
- 市における平成 24 (2012) 年度の二酸化炭素総排出量は 31 万 3 千トンで、平成 2 (1990) 年度と比較して 6 万 8 千トン増加しています。部門別にみると、自動車部門で 2 万 1 千トン削減しているものの、その他の全部門で増加しており、特に大きな割合を占める家庭部門 (+4 万 5 千トン) や製造業部門 (+3 万 3 千トン) は大きく増加しています。(出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)
- 「東京都環境基本計画」(平成 28 (2016) 年 3 月) では、「2030 年における温室効果ガス排出量を 2000 年比 30% 程度削減」を目標に掲げています。
- 温室効果ガスの排出抑制とエネルギーの効率的利用を図るため、市民及び事業者が一体となって省エネルギー設備・機器の導入促進や節電行動の徹底を図るとともに、再生可能エネルギーの導入を促進していくことが必要です。
- 市では、平成 27 (2015) 年度に市道等に設置している市管理の街路灯約 5,900 基をすべて LED 灯具に取替え、二酸化炭素の排出を抑制しています。

■施策

①再生可能エネルギー及び省エネルギーの促進【重点・新規】

- ・ 市内の民間事業者や個人住宅における、太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギーや省エネルギー機器の導入を促進するため国や都の支援に関する情報を随時提供していきます。
- ・ 市の施設における再生可能エネルギー利用システムの導入を検討していきます。
- ・ 再生可能エネルギーや省エネルギーの取り組み方法、事例などの情報を市報やホームページに紹介し、啓発を行っていきます。また、ライトダウンキャンペーンの PR に努めていきます。
- ・ 公園、緑道等の街灯の整備・維持管理の際には、LED 灯具を採用していきます。
- ・ 低燃費車や低公害車などの環境にやさしい自動車の選択、エコドライブの実施などについて啓発を行います。
- ・ 庁用自動車については、経過年数の長いものから順次、低燃費かつ低公害な自動車に切り替えます。

②低炭素型都市づくり【重点・新規】

- ・ 新築や改築等の際に省エネ性能の高い住宅を選ぶことや長寿命化などについての情報提供を行います。
- ・ コミュニティバスや路線バス、鉄道、モノレールなどの公共交通同士の有機的な結びつきにより、市民ニーズにかなった交通インフラの整備を図るとともに、こうした公共交通網を補完する地域に密着した移動手段については、地域における機運の醸成を踏まえて、地域との協働による運行に向けた取組みを検討していきます。
- ・ 公共交通網の充実により、移動手段の自動車利用から公共交通機関利用への転換を図るとともに、自転車利用の環境を整えることなどにより、環境負荷の少ない都市構造の実現に向けた取組みを進めます。

③自転車利用の促進【新規】

- ・ 生活の中心となる生活道路は、人と車の共存が基本であるため、歩行者や自転車利用者が安全に通行できるよう、幅員の確保や施設の整備に努めます。
- ・ 幹線道路や生活道路において、すでに整備を完了した路線については、車両や歩行者、自転車利用者が安全かつ快適に通行できるよう、適正な道路の維持管理に努めます。
- ・ 交通安全を含む、「安全」についての教育を関係機関と協力し、保育園、幼稚園及び小・中学校で実施します。特に、自転車を交通手段として安全に使えるように、自転車利用のマナーの向上を目指し、小学校における自転車の乗り方や自転車運転免許講習会を実施していきます。また、高齢者向けの講習会も実施していきます。

④水循環の確保と水の有効利用の推進【重点・新規】

- ・ 市の施設については、雨水浸透施設などの設置に努めます。また、雨水貯留施設による雨水の有効利用について検討します。
- ・ 総合治水対策に沿った公共下水道（雨水）整備事業を検討します。
- ・ 市道の改良の際には、歩道に透水性舗装を採用し、雨水の地下浸透を進めます。
- ・ 雨水の有効利用及び地下水のかん養を促し、水循環の維持や雨水の流出抑制を図るため、市民に対して情報を提供するとともに、住宅での雨水浸透施設等の設置に対する支援を行います。
- ・ 開発事業者に対しては、街づくり条例に基づき、雨水浸透施設の設置について協議します。

⑤東大和市地球温暖化対策実行計画の推進【新規】

- ・ 東大和市地球温暖化対策実行計画を推進し、市が率先して温室効果ガス排出量削減の取組みを実践します。必要に応じて、東京都や他自治体と連携し、対策を進めていきます。また、市民及び事業者と連携して、区域の温室効果ガス削減に向

けた計画の検討を行います。

⑥その他の温室効果ガスの排出抑制に関する啓発事業の推進

- ・ 冷蔵・冷凍・空調機器の冷媒等として幅広く使用されているフロン類の大気放出を抑え、オゾン層保護と地球温暖化防止に関する啓発を進めます。

■市による取組み

- ・ 再生可能エネルギーの利用、啓発、情報提供
- ・ 省エネルギーの普及・啓発
- ・ 家庭や事業所でのグリーンカーテンの普及
- ・ 環境に配慮した住宅の情報提供
- ・ コミュニティバスの利便性向上、利用促進
- ・ 公共施設における雨水浸透などの推進
- ・ 民有地の雨水有効利用と雨水浸透施設等の周知
- ・ 「東大和市地球温暖化対策実行計画」の実践

基本目標3 都市環境

環境負荷を低減し、健康で安心して住み続けられる快適なまち

環境への負荷の低減を通じて良好な環境を確保し、安全で快適さを誰もが感じられるまちを目指します。

■目指す姿

- ・ 市内の生活環境の現状が把握され、各種公害の未然防止対策のための施策が検討・実施されている
- ・ PM2.5 や光化学オキシダントの濃度が低減され、快適な大気環境が実現されている。
- ・ 騒音・振動などの問題の解決が進み、生活の快適性が向上している。
- ・ 河川の水質改善が進み、身近に親しみ、水生生物が多く生息する水辺環境が確保されている。
- ・ 散乱ごみのない、清潔なまちづくりに向けて取り組んでいる。
- ・ 地域で生産した農産物を地域で消費する「地産地消」の推進により、食の安全性の確保、エネルギーの効率化が図られている。
- ・ 都市の緑や市民交流の場としても重要な農地が保全・活用されている。

■環境指標・目標

| 施策方針 | 環境指標 | 現況 | 現況年度 | 目標 | 目標年度 |
|-------------------|--------------------|-------|------|---------------|------|
| 安全で快適な生活環境の確保 | 二酸化窒素濃度の環境基準達成率 | 100% | H26 | 100%を維持します | H38 |
| | 騒音に係る環境基準の達成率 | 75% | H26 | 100%を目指します | H38 |
| | 振動に係る環境基準の達成率 | 100% | H26 | 100%を維持します | H38 |
| | 全測定地点における河川の水質環境基準 | 94% | H26 | 100%を目指します | H38 |
| | 喫煙マナーアップキャンペーン実施状況 | 2回/年 | H26 | 5回/年 | H38 |
| 地産地消の普及促進と都市農業の推進 | 市民農園の貸し出し数 | 213区画 | H26 | 現況値より増加を目指します | H38 |
| | 農業体験の実施回数 | 2回/年 | H26 | 4回/年 | H38 |

(1) 安全で快適な生活環境の確保

■環境の現状・課題

- 環境調査結果では、基準を超える道路交通騒音が発生しています。
- 二酸化窒素濃度は、ここ数年、環境基準値以内でした。道路交通騒音・振動については、市内でも交通量の多い新青梅街道や青梅街道沿いで環境測定を実施しています。道路騒音では、新青梅街道奈良橋庚申塚交差点で要請限度を超えています。
- 空堀川をはじめとする、市内を流れる河川の水質は、地点によっては環境基準値を超えるpHが検出されることがあります。
- 市内（奈良橋）におけるPM2.5の測定結果（平成26（2014）年度）は、1年平均値が $15.2\mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、環境基準値を超えています。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射線の拡散への対応として、放射線量の測定を実施しています。
- 生活騒音や自動車騒音、事業所騒音などの騒音問題、建設作業現場等における振動問題、日照阻害の問題など近隣公害問題は、市民にとって大きな関心事となっています。このため、近隣相互の環境を尊重するルールの周知徹底や事業者に対する指導、相談体制の充実等が課題となっています。すべての市民が快適に暮らせる環境をつくるためには、市民、事業者及び市が一体となって公害の防止に努めていく必要があります。
- 世界規模での水銀対策の必要性が認識される中、平成25（2013）年10月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受けて、平成27（2015）年に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」が制定されました。平成28（2016）年12月から同法が段階的に施行されることから、水銀等の貯蔵や水銀を含有する廃棄物（水銀含有廃棄物）の適正処理を行っていく必要があります。
- 水銀含有廃棄物や石綿含有廃棄物及びPCB廃棄物については、建材が使用されている建物の解体が今後も続くことから、さらに適正処理の取組みを強化していく必要があります。
- 気候変動が進むと中長期的には、市民生活に係る幅広い分野で影響が進むことが懸念されます。このため、温暖化の原因となる温室効果ガスを削減する「緩和策」とともに、温暖化の影響に適切に対処する「適応策」に取り組むことが重要となってきます。気候のモニタリング、温暖化の影響の予測、影響の緩和対策などの「適応策」に取り組む必要があります。

■施策

①公害等の防止に係る対策の推進

- ・ 市内大気汚染状況把握のため、現行の大気質等の調査を継続します。また、必要に応じて調査内容等の見直しを行い、都や国とデータを共有します。
- ・ 「大気汚染防止法」及び「東京都環境確保条例」に基づく工場・事業所等に対する規制・指導・監視を継続します。

- ・ 主要地方道路の騒音・振動・交通量調査を継続します。関係機関に対して情報提供と要請を行います。
- ・ 住宅地における生活騒音の防止を図るため、生活騒音防止についてホームページやパンフレットなどにより啓発を実施します。
- ・ 現行の水質、水量（河川流量含む）等の調査を継続し、国や都が行っている水質調査結果とあわせて情報を公開します。また工場排水等の規制、指導、監視を行っていきます。
- ・ 下水道未接続世帯に対して早期接続を働きかけていきます。
- ・ 公共下水道事業（污水管渠）未整備地域の整備促進を図ります。
- ・ 工場、事業所に対し、土壌汚染物質の適正管理、代替物質への転換等の指導・啓発を強化していきます。
- ・ 化学物質を取り扱う事業者に対し、適正管理、適正使用を求め、市への報告が必要なことを届出時期、問合せ先とともに市報及びホームページで周知します。
- ・ 都市計画道路の整備促進により、交通渋滞の緩和を図り、都市交通の円滑化を目指します。また、旅行速度の向上により、大気汚染物質の排出の低減を図ります。
- ・ ごみの収集運搬車に低公害車を導入するよう委託業者に働きかけます。
- ・ 交通渋滞解消や事故防止のため警察署に対して違法駐車取締りを要請していきます。

②気候変動適応策などの推進【重点・新規】

- ・ 集中豪雨時には、道路冠水が発生する地域があるため、雨水流出の抑制等を図ることにより、住宅市街地での浸水被害の防止に努めると共に溢水対策の推進に努めます。
- ・ 台風が多発する時期の前には、排水管及び集水ますの清掃を実施していきます。
- ・ 道路冠水等が発生した場合には、土嚢の提供を行います。

③環境美化の推進【新規】

- ・ 市報やホームページなどでごみのポイ捨てや違法ポスター・看板設置の禁止等と呼びかけるとともに、関係機関と連携してPRポスターの募集・掲示、リーフレット配布など啓発事業に努めます。これらの防止に実効性のある取組みとして、環境美化条例について先進自治体の実施状況を研究し、制定を検討します。
- ・ 空容器等のポイ捨てを防止するため、ポイ捨て禁止マークと地図を組み合わせた標識を設置します。自動販売機で飲料を販売する事業者に対して、回収容器の設置及びその適正管理の実施を義務付けるなど、ポイ捨て対策を検討します。
- ・ 犬や猫のふん害防止のために、防止看板の配布、自治会へのポスター掲示、リーフレットの回覧依頼等による各種啓発活動の実施を検討していきます。
- ・ 市報やホームページで飼育のマナーや遺棄防止、動物愛護法等について情報提供します。
- ・ 不法投棄などの防止については、多摩地域の各市町村、都、警視庁、東京消防庁

などの関係機関との協力のもと、監視体制の強化に努めます。

- ・ 市民が「里親」となり、道路・水路・公園・緑地等の公共施設を「養子」とみなし、義務的活動ではなく自らの活動と責任で公共施設を市と協働で管理する制度（＝アドプト制度）の導入を検討します。

④放置自転車対策【新規】

- ・ 市や鉄道事業者が役割分担して自転車等駐輪場を運営すると共に、駅周辺における自転車等駐車場の環境改善に向けて、安全性・利便性・快適性の向上を図ります。併せて、放置自転車禁止区域の拡大や放置防止等に関する市民への教育、啓発、広報活動の充実に努めます。
- ・ 駅周辺の放置自転車や商店街等の迷惑駐輪をなくすため、自転車利用者の自粛やマナーの協力を求めるとともに、「自転車等の駐車対策に関する総合計画」に基づき受益者負担の適正化を含めた駐輪場の整備を図っていきます。

⑤適正な土地利用の誘導【新規】

- ・ 良好な住環境の保全・形成に向けた土地利用を誘導するための、都市計画法に基づいた地区計画制度を推進します。
- ・ 市内における適正に管理されていない空き地や空き家の所有者への指導・助言をします。

⑥アスベスト対策等の推進【新規】

- ・ 健康被害の未然防止に向けて、建物解体時等の廃石綿及び石綿含有建材、PCB 廃棄物の適正処理などについて、適切な情報提供や啓発に努めます。
- ・ 家庭から排出される蛍光管等の水銀使用製品の分別収集や、事業所から排出されるものの分別促進などにより、水銀の環境中への拡散の抑制を図ります。

⑦放射線測定と測定値の公表の実施

- ・ 市内小・中学校、幼稚園、保育園および公共施設等の空間放射線量の測定を実施します。また、測定結果についてはホームページに掲載します。
- ・ 学校給食センター及び市内保育園で給食に使用する食材等の放射性物質簡易検査を実施します。また、測定結果についてはホームページに掲載します。

⑧電磁波の影響に関する情報収集の継続

- ・ 電磁界（電磁波）と健康影響について、国際規格や国等の基準、知見等を基に、適切に情報を提供します。

■市による取組み

- ・ 大気汚染、悪臭防止対策の推進
- ・ 騒音・振動対策の推進
- ・ 水質汚濁防止対策の推進
- ・ 土壌汚染防止対策の推進
- ・ 気候変動適応策の推進
- ・ 景観に関する施策
- ・ 美化に関する施策
- ・ 空き地や空き家の適正管理のための指導
- ・ 防犯対策の推進
- ・ 安全な歩行空間の確保
- ・ 排水管及び集水ます清掃
- ・ 雨水浸透井清掃
- ・ 不法投棄防止巡回パトロール

(2) 地産地消の普及促進と都市農業の推進

■環境の現状・課題

- 地域で生産した農産物を地域で消費する「地産地消」を推進し、学校給食における地場農産物の利用拡大を図るとともにイベント等を通して地場農産物の紹介や地産地消及び食育の普及啓発に努めています。
- 市内の農業者で組織する「東大和市農産物共同直売所運営委員会」では、アンテナショップを開設(平成 13 (2001) 年)して市内の農地で生産された新鮮で安全な旬の野菜を提供し、地場農産物のイメージアップと消費拡大を図っています。アンテナショップを継続出店することで、多くの地場農産物を地元で消費することにより、運営委員会の活動も一層充実が図られています。
- 市内の農産物直売所では、東大和市の代表的な農産物として、春にほうれん草、東京狭山茶、夏から秋に多摩湖梨、じゃがいも、秋からは里芋、大根、白菜などを販売して好評を得ています。
- 学校給食では、地場野菜を食材として活用しています。利用にあたっては、東京みどり農業協同組合東大和支店と蔬菜園芸組合の協力を得て、学校給食センターで調理し、小・中学校の学校給食に新鮮な食材を提供しています。
- 地場野菜を使用することで「安全・安心」な食材の提供ができ、同時に、栄養士による食育指導により、子どもたちに食生活の大切さを伝えています。
- 直売に取り組む農業者を中心に、都知事からエコファーマー等の認定を受け、たい肥による土づくりの技術や化学肥料と農薬の使用を控える技術を導入し、環境への負荷の低減やより安全性の高い農産物の生産に取り組む農業者が増えています。また、消費者も環境や食品の安全性に対する意識の高まりとともに、生産者の顔が見える地場農産物に対する関心が高まっています。
- 「みどりのリサイクル」として、市内農業者及び公共施設から排出される剪定枝をチップ化し、たい肥や土壌改良材に活用しました。
- 都市における農業・農地は、新鮮で安全・安心な農産物の供給の場であり、市民の健康づくりや子どもたちの教育の場でもあります。また、防災空間としての機能も有していることから、重要な場所として保全していく必要があります。
- 土地利用の変化をみると、昭和40 (1965) 年に市域の約30%を占めていた農地が、50年経過した平成27 (2015) 年にはその6分の1の5.0%に減少しています。
- 市内の市街化区域内の農地は、相続等の発生や後継者不足により「宅地化」が進み減少傾向にあり、市では、市内の農業の振興を図り、農業の担い手を育成していくことが必要です。
- 都市の農業・農地が持つ多面的機能を維持していくために、地産地消の一層の推進や市民の“農”とのふれあいの機会を設け、保全活動の参加へつなげていくことが必要です。

■施策

①地産地消農業の推進

- ・ 生分解性マルチフィルムの利用及び廃棄プラスチックの適切な処理を促進します。
- ・ 東京都エコ農産物認証制度の普及を図ります。
- ・ 農産物の生産から流通までの安全性の確保を図るため、農薬の使用基準遵守や生産履歴作成の普及・啓発に努めます。
- ・ 市民消費に応えられる生産量の確保を図るとともに、品質や味などで商品価値の高い農産物の生産を推進します。

②地場農産物利用の推進と意識啓発【重点】

- ・ 小・中学校等の給食に地場野菜を活用するとともに、子どもたちに食の栄養、安全、食材の選び方や組み合わせ方などの食生活の大切さを伝え、心身ともに健全な人間をつくる食育を進めます。
- ・ 小・中学校の給食における地場野菜利用率の向上を図ります。
- ・ 農産物直売所の充実や共同直売の支援のあり方について検討します。
- ・ イベントや講座の予定、直売会の催しや農産物の品質等に関する情報を提供し、地産地消及び食の安全に対する普及・啓発を図ります。

③農業とふれあう場の確保【重点】

- ・ 市街地の貴重な緑地空間である農地を市民の緑とのふれあいの場として、市民農園・観光農園などに活用できるよう検討を進めます。
- ・ 市民農園や農家の畑等において農業の収穫体験等ができる機会を提供します。

■市による取組み

- ・ 小・中学校における食育の実施
- ・ 食育推進ネットワーク
- ・ 農地とのふれあいの確保
- ・ 農業体験の場の確保
- ・ 直売所等の充実
- ・ 環境にやさしい農業の推進
- ・ 農産物ブランド化の推進
- ・ 農産物の安全性の確保
- ・ 市報・ホームページ等による情報提供

基本目標 4 環境教育・環境学習

環境を学び、体験し、持続可能な社会を担う人づくりを進めるまち

地域の自然や歴史・文化を通じて環境の大切さを学び、次世代に良好な環境を継承していく取組みの実践を通じ、人々の地域への愛着がはぐくまれ、環境保全に対する意欲が高まっていくことを目指します。

■目指す姿

- ・ 子どもから大人まで世代を通じ、家庭や学校、企業、地域などのあらゆる場で、環境教育・環境学習の機会が提供されている
- ・ 狭山丘陵など当市の恵まれた豊かな自然環境、地域の自然にはぐくまれてきた歴史・文化を、市民が体験し、関心を持っていけるような機会・情報が提供されている

■環境指標・目標

| 施策方針 | 環境指標 | 現況 | 現況年度 | 目標 | 目標年度 |
|---------------------|------------------------|-------|------|---------------|------|
| 小・中学生に対する環境教育の推進 | 小・中学校への出前講座派遣回数 | 58回/年 | H26 | 80回/年 | H38 |
| | 親子環境教室参加率 (参加者数÷定員) | 88% | H26 | 100%を目指します | H38 |
| 生涯学習としての環境教育の充実 | 環境学習講座の実施回数 | 12回/年 | H26 | 現況値より増加を目指します | H38 |
| 狭山丘陵などを題材とした体験学習の推進 | 自然観察会の実施回数 | 9回/年 | H26 | 12回/年 | H38 |
| | 狭山丘陵における体験学習会の参加者数 | 27人/年 | H26 | 40人/年 | H38 |

(1) 小・中学生に対する環境教育の推進

■環境の現状・課題

- 学校を中心に市の関係部署との連携はもとより、地域住民や環境団体、事業者などとの連携を図りながら、自主性と体験学習を重んじた環境教育が取り組まれています。狭山緑地での体験授業や市の職員が学校に出向いて講師となるなど、学校教育の中で自然の大切さなどを学んでいます。また、中学生の勤労体験学習の場として市役所や商店などの仕事を実践し貴重な経験をしています。「親と子の環境体験教室」は、親子で楽しく体験しながら環境について学べる機会となっています。
- 一人ひとりが環境との関わりについての理解を深め、環境に配慮した実践活動につなげていくE S D (持続可能な開発のための教育) の視点を取り入れ、学校・家庭・地域・職場などさまざまな場での環境学習・教育を推進することが必要です。
- 次世代を担う子どもたちには、学校での環境教育を継続するとともに、清掃活動やリサイクルなどの地域の環境保全活動への参加や、自然体験や農業体験、自然のなかでの遊びなど、体験型かつ主体的な学習を促す機会として提供していくことが必要です。

■施策

①子どもによる環境活動の支援【重点】

- ・ 子どもたちの自然を大切にする心を育む体験や活動を支援するため、小・中学生に対して、ホタルやトウキョウサンショウウオなどの飼育活動の支援や、狭山緑地での自然観察等のフィールドワークなどを行います。
- ・ 学校での総合的な学習の時間などでの環境教育を支援するため、出前講座として講師を派遣します。
- ・ 環境月間では、環境問題に関する資料展示及び貸出や環境に係る工作、花植え、清掃などにより、子どもたちが環境について考える機会づくりを支援していきます。

②親子環境教室の開催【重点】

- ・ 現在実施している、小学生の親子を対象とした野外環境教室を引き続き開催するほか、環境団体の協力を得て、雑木林の下草刈りや間伐など親子で体験しながら環境について学べる機会を増やしていきます。

③学校職員への環境意識を高める研修の実施

- ・ 新任の教職員等に対し、環境教育の内容充実のために研修を実施していきます。

■市による取組み

- ・ 小・中学校への生きもの飼育活動等支援
- ・ 小・中学校への出前講座
- ・ 環境教室事業
- ・ 学校職員への研修の実施

(2) 生涯学習としての環境教育の充実

■環境の現状・課題

- 市民が環境について自発的に学び、市民が正しく学習することが出来るよう、市の関係部署はもちろんのこと、環境団体の協力を得て、講座の開催や施設見学会を実施しています。
- 市民が、公民館講座・郷土博物館講座・出前講座などに参加しやすい場とするため、行政と環境団体等が協力し様々な機会をとらえて、より良い環境を実現するための学習の場を提供しています。

■施策

①環境学習の機会の提供【重点】

- ・ 市民による企画立案のもと環境学習講座を開催するなど、環境について学ぶ機会を提供していきます。
- ・ 自然観察会や景観ウォッチング、環境学習会、環境調査会、雑木林の作業体験等の体験学習の機会を提供していくとともに、市民グループ主催の催しを支援します。

②環境にやさしい行動の普及【重点・新規】

- ・ 地域の中や身近なところから環境を保全していくために必要となる具体的な行動メニューを示したパンフレットを配布し、活用を呼びかけていきます。
- ・ 市民及び事業者が自主的に行動する指針について情報提供していきます。

③自然や歴史の再発掘と活用【重点・新規】

- ・ 東大和市の自然や文化財に親しみながら街の散策を行えるよう、「東やまと20景」と「モニュメント（東大和市美術工芸品）」を紹介するウォーキングマップを作成します。
- ・ 「東やまと20景」のほか、市内にある観光・レクリエーションの対象となり得る資源について、市内外へ向けた積極的な情報発信に努めます。

■市による取組み

- ・ 環境教室の開催
- ・ 自然観察会等の開催
- ・ 市民版環境配慮指針の普及
- ・ 自然や歴史に関する情報提供

(3) 狭山丘陵などを題材とした体験学習の推進

■環境の現状・課題

- 市の北部には多摩湖を囲むように自然豊かな狭山丘陵があります。この狭山丘陵の雑木林を自然に親しむ場として活用し、自然観察会や学校教育との連携による体験学習に主眼を置いた施策を実施しています。
- 市内の小学校では、環境学習として、狭山丘陵に生息しているトウキョウサンショウウオ（絶滅危惧種に指定）を飼育し、自然に戻す「里親」を授業に取り入れています。
- 狭山丘陵を背景として、生まれ、守り伝えられてきた文化財は、郷土博物館を核として、その保存と活用を図っていく必要があります。また、文化財の保護に対する一層の理解を深める必要があります。

■施策

①自然と親しむ場づくりの推進【重点】

- ・ 環境団体と市などの連携・協働により、自然に親しむ場として雑木林を活用していきます。
- ・ 農家や農協と協働し、市民農園の拡充等を検討していきます。
- ・ 室内及びせせらぎにおいてホタルの飼育を行うなど、地域の自然環境に対する関心を深めます。

②地域の自然環境にはぐくまれてきた歴史・文化の継承【重点・新規】

- ・ 先人が培ってきた歴史と伝統に親しみ、学び、後世へ引き継いでいくための郷土学習の機会を提供していきます。
- ・ 郷土の歴史や自然と共生してきた暮らし・文化を伝えるため、民話や伝承、歴史、事物をテーマに設置されている「モニュメント（東大和市美術工芸品）」を活用、紹介していきます。

■市による取組み

- ・ ホタルの里づくり事業
- ・ 歴史・民俗についての学習

基本目標5 協働・連携

協働・連携の輪を広げ、環境保全をみんなで推進していけるまち

市民、事業者、市民団体及び市の協働による取組みを推進するための体制や仕組みの構築を目指します。

■目指す姿

- ・ 地域での環境保全活動の促進、市民、事業者、市民団体及び市の協働による取組みが広がっている
- ・ 国、都及び周辺自治体との連携等を図る

■環境指標・目標

| 施策方針 | 環境指標 | 現況 | 現況年度 | 目標 | 目標年度 |
|-----------------|---------------------|-------|------|---------------|------|
| 市民と行政のネットワークの構築 | 市民と協働する活動の実施回数 | 4回/年 | H26 | 6回/年 | H38 |
| 環境団体等への支援と人材の育成 | 環境教育ボランティアの登録人数 | 8人 | H26 | 現況値より増加を目指します | H38 |
| | 環境学習活動及び環境保全活動の実施回数 | 60回/年 | H26 | 現況値より増加を目指します | H38 |

(1) 市民と行政のネットワークの構築

■環境の現状・課題

- 当市には多くの環境団体があり、自主的に様々な活動を行っています。各団体の活動は、講座開催、清掃や緑化、農法研究、水質浄化など様々なものがあり、「環境市民の集い」という行事でも紹介されています。
- 市では、毎年5月第2土曜日から6月11日までを「環境月間」と定め、環境に関する各種行事を実施し、多くの市民が参加しています。環境月間中は、多くの環境団体や関係行政機関等と連携して、実行委員会方式による「環境市民の集い」を開催し、啓発を行っています。
- 清掃・美化活動を行う各種団体や事業者の交流や情報交換、連携による活動を促進していくことにより、互いの得意分野を生かした協働による環境活動のネットワークを形成していくことが必要です。

■施策

①協働・連携の機会づくりの推進【重点】

- ・ 市民や事業者、市民団体及び市等の多様な主体が協働・連携して環境保全活動に取り組めるよう、対話や交流を行う機会づくりを提供していきます。
- ・ 環境に関する意識の啓発活動として、各種行事を開催します。

②環境情報の共有化の推進【重点】

- ・ 環境団体等によるネットワークづくりや環境保全活動のために必要となる情報を提供していきます。
- ・ 市報やホームページ、SNSなどの媒体を活用し、環境保全についての情報を提供・発信していきます。

③環境月間における集中的な啓発【新規】

- ・ 環境月間では、様々な環境意識啓発事業を集中して実施していきます。

■市による取組み

- ・ 環境月間実施事業
- ・ 自主活動の促進
- ・ 環境ネットワーク相談窓口設置の検討
- ・ 環境関連グループの紹介
- ・ 環境に関する情報の積極的な提供

(2) 環境団体等への支援と人材の育成

■環境の現状・課題

- 地域での環境保全活動を継続・促進していくためには、環境団体やリーダーの育成、組織の充実を図っていく必要があります。

■施策

①ボランティア制度活用の推進

- ・ 道路や公園の美化清掃ボランティア活動を行う市民が市に登録し、協力者に対しては、市が清掃用具等の提供や災害補償保険の適用などの支援をしていきます。

②市民協働提案事業の検討・推進【重点】

- ・ 環境に関する事業のうち、市と市民が協働して進めることにより事業効果が高まると考えられるものに対しては、実施にあたって基本的な考え方やそれぞれの役割、責任等を確認した上で、その役割に応じた支援を検討していきます。

③環境活動・環境教育のリーダーなどへの支援【重点】

- ・ 東京都が認定している緑のボランティア指導者や環境学習リーダーなどの活動を支援していきます。
- ・ 小・中学校などでの環境教育を支援する環境教育ボランティアに対して、講座の開催や情報提供などを検討していきます。

■市による取組み

- ・ 環境学習リーダーなどの活動への支援

(3) 国、東京都、周辺自治体との連携

■環境の現状・課題

- 東京都が整備・管理する河川、道路、公園等については、市民の要望を含め改善されるよう東京都に要望しています。
- 周辺自治体との連携では、空堀川水環境確保対策会や野火止用水対策協議会などがあり、関連各市と協議を進めています。

■施策

①水辺を中心とした連携（空堀川水環境確保対策会）

- ・ 空堀川の流域関連4市（武蔵村山市・東大和市・東村山市・清瀬市）による情報交換、合同の水質調査や事業を実施するなど、連携を図っていきます。

②都道の交通問題の改善

- ・ 道路の整備とともに歩道の拡幅、低騒音型舗装の施工など、誰もが安全で快適に通行できるような歩行空間を目指し、整備の推進を要請していきます。

③小平・村山・大和衛生組合等との連携【新規】

- ・ 小平・村山・大和衛生組合（3市共同で運営する清掃工場）や湖南衛生組合（5市共同で運営するし尿処理施設）、東京たま広域資源循環組合（25市1町で運営する最終処分場）などとの連携を図ります。

④オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」への参加【新規】

- ・ 市として、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」（東京で暮らす私たちにとって大きな課題である温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全 62 市区町村が連携・共同して取り組む事業）の事業に参加し、環境保全施策の推進に役立てます。

■市による取組み

- ・ 空堀川水環境確保対策会との連携
- ・ 小平・村山・大和衛生組合等との連携
- ・ オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」への参加
- ・ 柳瀬川・空堀川流域連絡会との連携

第6章 市民・事業者・市の環境配慮に向けて

市民、事業者及び市の各々が、望ましい環境像や基本目標の実現に向けて、日常生活や事業活動の中で自主的に環境に配慮すべき取組みを示します。

それぞれの立場で、できることから取組みましょう。

1 市民の取組み

日常生活の中で、環境への負荷を低減するための取組みや、環境保全に向けた取組みを示します。

(1) 狭山丘陵をはじめ水と緑を保全・活用し、生きものと共生するまち

| | 環境への配慮 |
|-------------|---|
| まずは ここから | <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 敷地内の樹木などを大切に保存しましょう。<input type="checkbox"/> 植栽の際は、地域の生育環境に合った樹種の選定に努めましょう。<input type="checkbox"/> 動植物をむやみに捕獲・採取することは控えましょう。<input type="checkbox"/> 生物多様性を理解し、地域の自然環境と生態系の保全に努めましょう。<input type="checkbox"/> 地域の生態系を乱さないよう、外来生物被害予防三原則(入れない・捨てない・拡げない)を守りましょう。 |
| さらに もう一步 | <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 自然を知り・親しみ・守るボランティアや行事に参加しましょう。<input type="checkbox"/> 多様な生物が生息する水辺空間を大切に、保全活動に協力しましょう。 |

(2) 循環型社会の形成を進める地球にやさしいまち

<循環型社会の形成のための行動>

| | 環境への配慮 |
|-------------|--|
| まずは ここから | <input type="checkbox"/> 資源物の分別を徹底しましょう。 <input type="checkbox"/> 生ごみは水切りを徹底し、可燃ごみの量を減らしましょう。 <input type="checkbox"/> 食べ物を大切に、食べ残しを減らすように努めましょう。 <input type="checkbox"/> 買い物は余分な包装を省き、エコバッグや買い物袋を持参しましょう。 <input type="checkbox"/> シャンプーや洗剤は、つめかえ式のものを選びましょう。 <input type="checkbox"/> 紙コップ、紙ナプキン、わりばしなどの使い捨てのものは使用を控えましょう。 <input type="checkbox"/> 集団資源回収やスーパーなどの店頭回収に協力しましょう。 <input type="checkbox"/> 不法投棄は絶対にやめましょう。 |
| さらに もう一歩 | <input type="checkbox"/> 再生された素材や再使用された部品を多く利用している商品を選びましょう。 <input type="checkbox"/> ごみを出さない調理方法（エコ・クッキング）をこころがけましょう。 <input type="checkbox"/> 食べ物の保存・調理には、ラップの代わりにふたを使うようにしましょう。 <input type="checkbox"/> コンポストなどの生ごみたい肥化容器を使って、ごみを減らしましょう。 <input type="checkbox"/> 生ごみに落葉などを加えてたい肥をつくってみましょう。 |

<地球温暖化防止に貢献する行動>

| | 環境への配慮 |
|-------------|--|
| まずは ここから | <ul style="list-style-type: none"> □ シャワーを使う時間を短くしましょう。 □ 風呂はお湯が冷めないよう、使用後はフタをしましょう。 □ テレビを見る時間を減らし、止めるときは主電源も切りましょう。 □ 冷蔵庫の開け閉めを短くしましょう。 □ 冷蔵庫は詰め込みすぎないようにし、季節ごとに温度設定を調節しましょう。 □ 水道はこまめに止めて節水に努めましょう。 □ 電気はこまめに消して節電に努めましょう。 □ エアコンは省エネ温度（夏 28 度、冬 20 度）に設定し、フィルターはきれいにしましょう。 □ 夏場はエアコンの室外機が日陰になる工夫をしましょう。 □ おふろの残り湯は、洗濯、洗車、植木の散水などに利用しましょう。 □ パソコンやテレビゲームの使用時間を減らしましょう。 □ 電気炊飯器や電気ポットは、長時間保温するより、必要なときにあたため直し、わかし直しましょう。 □ 掃除機を使うときは、フィルターなどの手入れをしてから使いましょう。 □ アイロンはまとめてかけるようにして、余熱も上手に使いましょう。 □ ヘアドライヤーの使用時間を減らしましょう。 □ エコマークやグリーンマークなどがついた商品の購入・利用に努めましょう。 □ 自動車の利用を控えて公共交通機関を利用し、近くの場合は自転車や徒歩にしましょう。 □ エコドライブをこころがけましょう。 □ 車両の点検・整備を定期的に行うとともに、不要なものを載せないようにしましょう。 □ 緑のカーテンを育ててみましょう。 |
| さらに もう一歩 | <ul style="list-style-type: none"> □ 家電製品は、省エネ性能の高い機器を買いましょう。 □ 住宅を新築や改築するときは省エネ性能の高い建物にしましょう。 □ 冷房効果を高めるため、カーテン、ブラインド、すだれを上手に利用しましょう。 □ 照明を取りかえる時は、白熱電球から LED 電球にかえましょう。 □ 雨水利用タンクなどを設置して、雨水を散水などに利用しましょう。 □ 省エネラベルなどを参考に、省エネルギー型製品の選択、利用に努めましょう。 □ 車両を購入する時は、低燃費・低公害車を選びましょう。 □ 十分な明るさが得られる場合は自然光を活用しましょう。 □ 太陽熱利用設備や太陽光発電設備を利用しましょう。 □ 燃料電池（エネファームなど）や自家発電機を導入しましょう。 □ 屋上緑化、壁面緑化などに挑戦しましょう。 □ ブロック塀を生垣にかえましょう。 |

(3) 環境負荷を低減し、健康で安心して住み続けられる快適なまち

<安全で快適な生活環境の確保のための行動>

| | 環境への配慮 |
|-------------|--|
| まずは ここから | <input type="checkbox"/> 油や調理くずを下水道に直接流さないようにしましょう。 <input type="checkbox"/> 食器の油污れなどは紙でふき取ってから洗いましょう。 <input type="checkbox"/> 洗剤やシャンプーなどは、使いすぎないようにしましょう。 <input type="checkbox"/> ごみは自宅の庭などで燃やさずごみとして出しましょう。 <input type="checkbox"/> 夜間のピアノやカラオケなどの使用、ペットの鳴き声などによる近隣への影響を考えましょう。 <input type="checkbox"/> 化学物質に関する情報の収集に努め、理解を深めましょう。 <input type="checkbox"/> 家のまわりや近くの公園をきれいにしましょう。 <input type="checkbox"/> たばこの吸い殻やごみのポイ捨て、歩きたばこはやめましょう。 <input type="checkbox"/> ペットは最後まで責任を持って飼育し、捨てないようにしましょう。 <input type="checkbox"/> 除草や剪定など、所有地の管理を適正に行いましょう。 <input type="checkbox"/> 地域の清掃活動や美化活動、緑化活動に積極的に参加しましょう。 |
| さらに もう一歩 | <input type="checkbox"/> 河川・水路の水質保全活動や清掃活動などに積極的に参加しましょう。 <input type="checkbox"/> エアコンなど家電製品を購入する際には、低騒音型のものを選びましょう。 <input type="checkbox"/> 住宅の新築・増改築や建物の整備などをするときは、周辺の景観との調和に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 化学物質による環境への負荷が少ない製品を購入、使用しましょう。 |

<地産地消の普及促進と都市農業の推進に貢献する行動>

| | 環境への配慮 |
|-------------|--|
| まずは ここから | <input type="checkbox"/> 地元の農産物を購入し、地産地消に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 有機栽培や低農薬栽培の農産物を選びましょう。 |
| さらに もう一歩 | <input type="checkbox"/> 市民農園を利用しましょう。 <input type="checkbox"/> 地場産の食材の活用や、伝統的な食文化を学び、伝承に協力しましょう。 |

(4) 環境を学び、体験し、持続可能な社会を担う人づくりを進めるまち

| | 環境への配慮 |
|-------------|---|
| まずは ここから | <input type="checkbox"/> 家族や友人と自然にふれあう機会を増やし、自然の現状や大切さを学びましょう。 <input type="checkbox"/> 環境に関する講演会や自然観察会などに参加しましょう。 <input type="checkbox"/> 環境学習に参加し、大気汚染や水質汚染、騒音、ごみ問題などの身近な環境問題、地球温暖化などの地球環境問題について理解を深めましょう。 <input type="checkbox"/> 市の歴史や文化について学び、知識や理解を深めましょう。 |
| さらに もう一歩 | <input type="checkbox"/> 地域活動や講座を通して知識や経験を深め、環境活動を進めていきましょう。 |

(5) 協働・連携の輪を広げ、環境保全をみんなで推進していけるまち

| | 環境への配慮 |
|-------------|--|
| まずは ここから | <input type="checkbox"/> 地域の美化活動や里山保全活動等に参加しましょう。 <input type="checkbox"/> 環境学習や地域の環境保全活動を通じて、コミュニケーションの輪を広げましょう。 |
| さらに もう一歩 | <input type="checkbox"/> 市民・事業者・環境保全活動団体・市で相互にネットワークをつくり、環境情報を収集・提供・交換するとともに相互交流を図りましょう。 <input type="checkbox"/> 自分たちが取り組んでいる環境保全活動について多くの方に情報提供しましょう。 |

2 事業者の取組み

事業活動の中で、環境への負荷を低減するための配慮行動や、環境保全に向けた取組みを示します。

(1) 狭山丘陵をはじめ水と緑を保全・活用し、生きものと共生するまち

| | 環境への配慮 |
|-------------|---|
| まずは ここから | <input type="checkbox"/> 敷地内の樹木などを大切に保存しましょう。 <input type="checkbox"/> 植栽の際は、地域の生育環境に合った樹種の選定に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 新たな開発に際して野生動植物の生育・生息場所の保護・保全などに配慮しましょう。 <input type="checkbox"/> 生物多様性を理解し、地域の自然環境と生態系の保全に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 地域の生態系を乱さないよう、外来生物被害予防三原則(入れない・捨てない・拡げない)を守りましょう。 |
| さらに もう一步 | <input type="checkbox"/> 自然を知り・親しみ・守るボランティアや行事に参加しましょう。 <input type="checkbox"/> 多様な生物が生息する水辺空間を大切にし、保全活動に協力しましょう。 |

(2) 循環型社会の形成を進める地球にやさしいまち

<循環型社会の形成のための行動>

| | 環境への配慮 |
|-------------|--|
| まずは ここから | <input type="checkbox"/> 紙は再生紙を使い、両面を使用するように心がけましょう。 <input type="checkbox"/> 事業活動から出る廃棄物は、事業者が責任を持って適正に処理しましょう。 <input type="checkbox"/> 廃棄物管理票(マニフェスト)をもとに廃棄物の適正な処理を確認しましょう。 <input type="checkbox"/> 過剰梱包・過剰包装をやめましょう。 <input type="checkbox"/> 不法投棄は絶対にやめましょう。 |
| さらに もう一步 | <input type="checkbox"/> 商品の輸送では、通い箱など、ごみを出さない容器を使用しましょう。 <input type="checkbox"/> 再生資源を使用した商品、再生可能な商品、詰め替え商品など、できるだけ環境に配慮した商品を製造・販売しましょう。 |

<地球温暖化防止に貢献する行動>

| | 環境への配慮 |
|-------------|--|
| まずは ここから | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 水道はこまめに止めて節水に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 電気はこまめに消して節電に努めましょう。 <input type="checkbox"/> エアコンは省エネ温度（夏 28 度、冬 20 度）に設定し、フィルターはきれいにしましょう。 <input type="checkbox"/> 夏場はエアコンの室外機が日陰になる工夫をしましょう。 <input type="checkbox"/> エコマークやグリーンマークなどがついた商品の購入・利用に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 自動車の利用を控えて公共交通機関を利用し、近くの場合は自転車や徒歩にしましょう。 <input type="checkbox"/> エコドライブをこころがけましょう。 <input type="checkbox"/> 車両の点検・整備を定期的に行うとともに、過積載はやめましょう。 <input type="checkbox"/> 緑のカーテンを育ててみましょう。 |
| さらに もう一歩 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事業所や店舗を新築や改築するときは省エネ性能の高い建物にしましょう。 <input type="checkbox"/> 冷房効果を高めるため、カーテン、ブラインド、すだれを上手に利用しましょう。 <input type="checkbox"/> 照明を取りかえる時は、白熱電球から LED 電球にかえましょう。 <input type="checkbox"/> 雨水利用タンクなどを設置して、雨水を散水などに利用しましょう。 <input type="checkbox"/> 省エネルギーなどを参考に、省エネルギー型製品の選択、利用に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 車両を購入する時は、低燃費・低公害車を選びましょう。 <input type="checkbox"/> 十分な明るさが得られる場合は自然光を活用しましょう。 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用設備や太陽光発電設備を利用しましょう。 <input type="checkbox"/> 燃料電池や自家発電機を導入しましょう。 <input type="checkbox"/> オフィスなどで省エネ行動、節水行動を組織化して実践しましょう。 <input type="checkbox"/> エレベーター、空調設備、OA 機器等のオフィス設備の省エネルギー化を進めましょう。 <input type="checkbox"/> 石油や都市ガスなどのエネルギー源から、熱や電気など複数のエネルギーを合わせて発生させるコージェネレーションの導入に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 深夜電力を活用した温水利用による水蓄熱システムなどの導入に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 屋上緑化、壁面緑化などに挑戦しましょう。 <input type="checkbox"/> ブロック塀を生垣にかえましょう。 |

(3) 環境負荷を低減し、健康で安心して住み続けられる快適なまち

<安全で快適な生活環境の確保のための行動>

| | 環境への配慮 |
|-------------|--|
| まずは ここから | <input type="checkbox"/> 油や調理くずを下水道に直接流さないようにしましょう。 <input type="checkbox"/> 施設、設備の日常点検を徹底しましょう。 <input type="checkbox"/> ばい煙や粉じんについては、法令に基づく排出基準・構造基準を守りましょう。 <input type="checkbox"/> 環境に関する法規制等の最新情報を常に入手し、対応しましょう。 <input type="checkbox"/> 化学物質の適正管理に努めるとともに適切な情報公開をしましょう。 <input type="checkbox"/> 深夜営業の飲食店などは、近隣の生活環境に迷惑にならないように配慮しましょう。 <input type="checkbox"/> 建設工事等では、低騒音・低振動型の建設機械の使用等により、騒音・振動の軽減に取り組みましょう。 <input type="checkbox"/> 除草や剪定など、所有地の管理を適正に行いましょう。 <input type="checkbox"/> 工場・事業場の周辺の清掃などに積極的に取り組みましょう。 <input type="checkbox"/> 事業所の敷地に緑を多く取り入れ、周辺環境の向上に貢献しましょう。 |
| さらに もう一步 | <input type="checkbox"/> 河川・水路の水質保全活動や清掃活動などに積極的に参加しましょう。 <input type="checkbox"/> ボイラーや給湯器などの燃料の使用削減や管理を徹底しましょう。 <input type="checkbox"/> エアコンなど家電製品を購入する際には、低騒音型のものを選びましょう。 <input type="checkbox"/> 化学物質による環境への負荷が少ない製品を購入、使用しましょう。 <input type="checkbox"/> 公害防止のための従業員教育を徹底しましょう。 <input type="checkbox"/> 施設や設備などを更新するときは、より低公害型ものを導入しましょう。 <input type="checkbox"/> 有害化学物質の使用量削減や管理徹底に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 業務用冷凍冷蔵機器・業務用空調機器などの点検管理を徹底し、フロン類を適正に回収しましょう。 <input type="checkbox"/> 地域の清掃活動や美化活動、地域の緑化活動に積極的に参加しましょう。 |

<地産地消の普及促進と都市農業の推進に貢献する行動>

| | 環境への配慮 |
|-------------|--|
| まずは ここから | <input type="checkbox"/> 地元の農産物を購入し、地産地消に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 有機栽培や低農薬栽培の農産物を選びましょう。 |
| さらに もう一步 | <input type="checkbox"/> 地場産の食材の活用や、伝統的な食文化を学び、伝承に協力しましょう。 <input type="checkbox"/> 特別栽培農産物などに積極的に取り組み、良好な農地の維持・保全に努めましょう。 <input type="checkbox"/> 農業者は有機肥料・低農薬栽培に努めましょう。 |

(4) 環境を学び、体験し、持続可能な社会を担う人づくりを進めるまち

| | 環境への配慮 |
|-------------|--|
| まずは ここから | <input type="checkbox"/> 環境学習に参加し、大気汚染や水質汚染、騒音、ごみ問題などの身近な環境問題、地球温暖化などの地球環境問題について理解を深めましょう。 |
| さらに もう一歩 | <input type="checkbox"/> 従業員に対し、計画的に環境教育・研修を実施しましょう。 |

(5) 協働・連携の輪を広げ、環境保全をみんなで推進していけるまち

| | 環境への配慮 |
|-------------|--|
| まずは ここから | <input type="checkbox"/> 環境学習や地域の環境保全活動を通じて、コミュニケーションの輪を広げましょう。 |
| さらに もう一歩 | <input type="checkbox"/> 市民・事業者・環境保全活動団体・市で相互にネットワークをつくり、環境情報を収集・提供・交換するとともに相互交流を図りましょう。 |

3 市の取組み

市は、市民や事業者などと協力、連携し地域における環境の保全に関する施策を総合的に展開していくため、本計画の全編にわたって掲げられている施策・事業を実施する責務があります。

また、消費者・事業者としての立場から、市民及び事業者の環境配慮に向けてに掲げられた環境への負荷を減らす行動を率先して実行します。

(1) 率先行動の実践

市も一つの事業者として、環境へ負荷をかけています。このため、エコアクションに基づいて環境への負荷を低減する取組みを率先して実行し、その実施状況を公表します。

(2) 施策への環境配慮

市では、様々な施策を企画・立案し、実行する際には、本計画との整合を図り、環境への配慮を進めます。

(3) 環境教育・環境学習の促進

市の環境保全を推進するためには、市民や事業者のみなさんの環境の保全に対する意識の向上が欠かせません。そのためには、広報やホームページなどへの情報の掲載、環境に関する講座の開設やイベントの開催、地域衛生や環境美化などの環境保全活動の推進、学校での環境教育の推進など環境学習、教育を推進します。

第7章 計画の推進体制と進行管理

本計画の実効性を確保するため、推進体制を確立し、計画の進行管理を行います。

1 推進体制

(1) 環境保全審議会

東大和市環境保全審議会（以下、「環境保全審議会」といいます。）は、東大和市環境保全審議会条例に基づき設置され、学識経験者などにより構成される組織です。市長の諮問に応じ、市の良好な自然環境及び生活環境の保全に関する重要事項を調査審議します。

本計画に基づく施策の進捗状況に対して、環境保全審議会は意見を述べ、評価を行います。

(2) 庁内推進組織

市は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係部課において進捗状況の点検を行い、調整・連携を図ります。

(3) 協働による取組みの推進

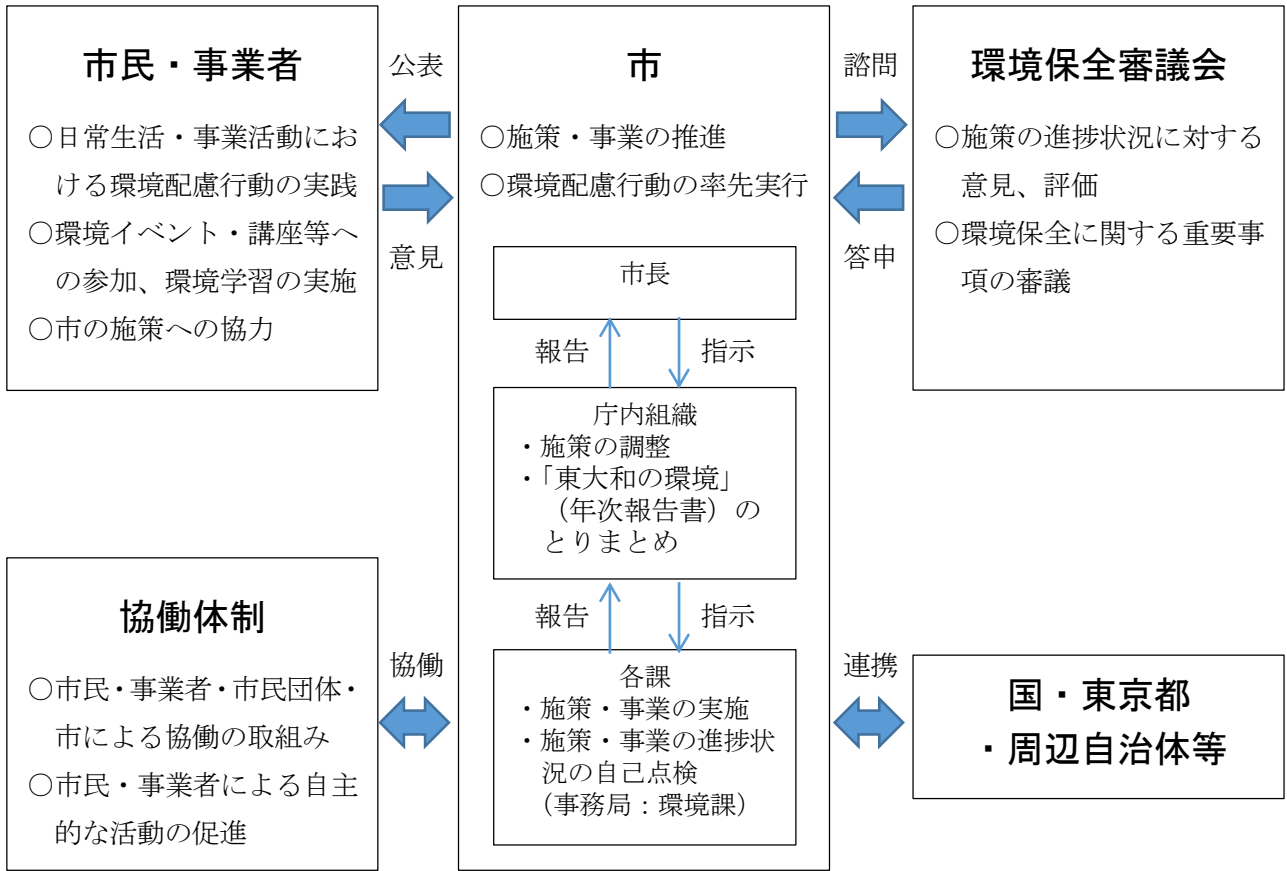
市民や事業者による自主的な活動、市民や事業者、市民団体及び市の協働による取組みが円滑に推進されるように、施策の実施と環境に配慮すべき取組みの周知・浸透を図ります。

また、市民や事業者、市民団体及び市による協働体制づくりを図っていくものとします。そのために、市民や事業者は自主的な活動の立ち上げや充実を図る一方、市はこれらの自主的な活動に対する支援を行うものとします。

(4) 国・東京都・周辺自治体等との連携

大気汚染や水質汚濁、地球環境問題など広域的な取組みを必要とする施策については、国や東京都、他自治体等と協力して、その推進に努めます。

●本計画の推進体制



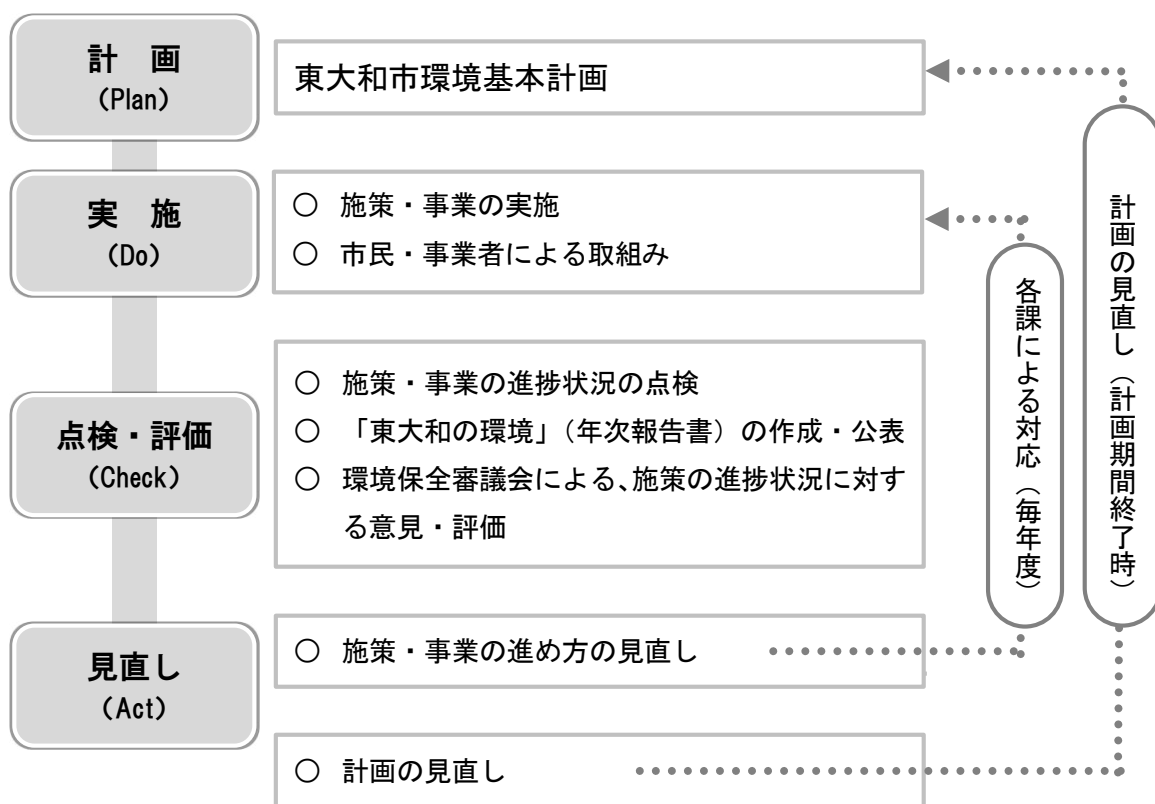
2 進行管理

(1) 進行管理の流れ

本計画の着実な推進を図るために、計画 (Plan)、実施 (Do)、点検・評価 (Check)、見直し (Act) といったPDCAサイクルの流れに基づき、計画の進行管理を行います。

施策・事業の進捗状況を毎年度点検・評価し、その結果を「東大和の環境」(年次報告書)としてとりまとめ、環境保全審議会の意見を得たうえで、公表します。さらに、意見等を踏まえ、施策・事業の進め方や本計画の見直しを行うものとします。

●本計画の進行管理



(2) 環境指標・目標の活用

本計画は、環境指標による施策の進捗状況や目標の達成状況などをもって、進捗状況を点検します。なお、環境指標と目標は、計画の推進段階においても必要に応じて見直しを行います。

(3) 「東大和の環境」(年次報告書)の公表

市は、毎年度、計画に基づく施策・事業の進捗状況の点検結果や環境の状況などについて年次報告書を作成し、環境保全審議会の意見・評価を得たうえで、公表します。

